

第5期鳥栖市障害福祉計画（最終案）

■平成30年度～平成32年度■

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4

第2章 現状と課題

1. 本市の現状と課題	5
2. 障害福祉サービスの現状	6
3. 障害児福祉サービスの現状	8
4. 地域生活支援事業の現状	9

第3章 成果目標の設定

1. 成果目標の設定	12
------------	----

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

1. 障害福祉サービス	15
2. 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）	19
3. 地域生活支援事業	20
4. 地域自立支援協議会	27
5. 計画の推進・点検・評価	30

資 料

1 障害者を取り巻く状況	31
2 障害者手帳所持者等の状況	32
3 障害支援区分の認定状況	34
4 就業状況	35
5 障害者とその生活に対する関心度調査	36
6 事業所からの意見	50
7 用語解説	52

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

鳥栖市では、障害者基本法に基づく「鳥栖市障害者福祉計画」の中で、(注1) ノーマライゼーションと(注2) リハビリテーションの考え方のもと、「障害者が自己決定と自己選択により社会の一員として社会のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現する」ことを基本理念として、新しい制度や枠組みへの対応と新たな課題への取り組みを進めるために、施策や事業を計画的に推進してきました。平成28年3月に策定した第4期の鳥栖市障害者福祉計画では、これまでの計画理念を普遍的なものとして引き継ぎながら、「鳥栖市に住むすべての人々が、認め合い、支え合いながら、自分らしく生きる力を発揮できるまち」を目指して3つの取組体系と10の基本方向に基づきながら、施策の推進を図ることとしています。

今回、平成27年3月に策定した計画期間を3年間とする「第4期鳥栖市障害福祉計画」が、平成29年度に計画期間の終了を迎えるとともに、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、「第5期鳥栖市障害福祉計画」では、これまでの障害福祉計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針に沿って、引き続き取り組むべき課題に加え、障害児福祉サービスの見込量といった新たな課題も整理しつつ、サービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、上位計画である「鳥栖市障害者福祉計画」との整合性を図りながら、平成32年度を目標年度として計画を策定するものです。

注1) ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

注2) リハビリテーション

一般的には「障害のある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」(全人間的復権)を意味します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次鳥栖市総合計画」の部門別計画として位置づけられ市が行う障害福祉サービス全体の方向性を定める「鳥栖市障害者福祉計画」に対して、障害者総合支援法に定められた介護給付や訓練等給付といった障害福祉サービスに特化し、その数値目標や方策を定める計画となります。

図1-1 鳥栖市総合計画等との関係

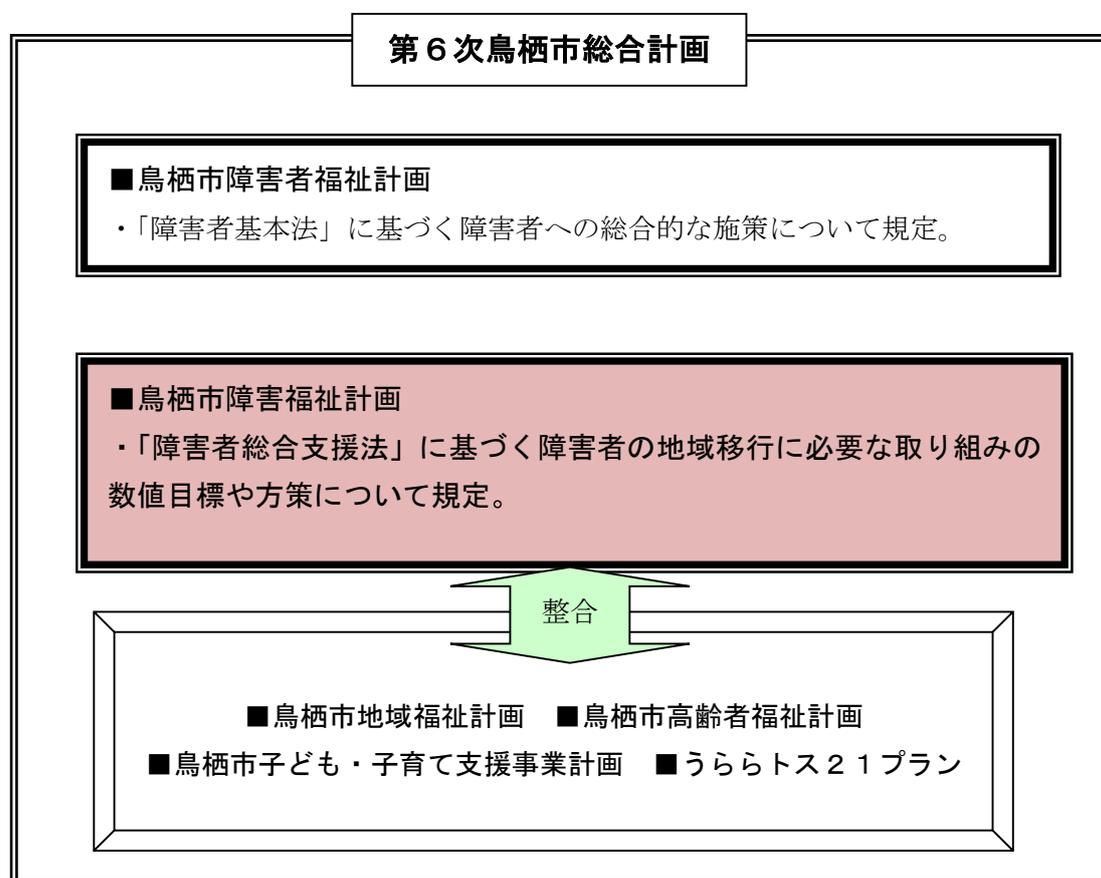
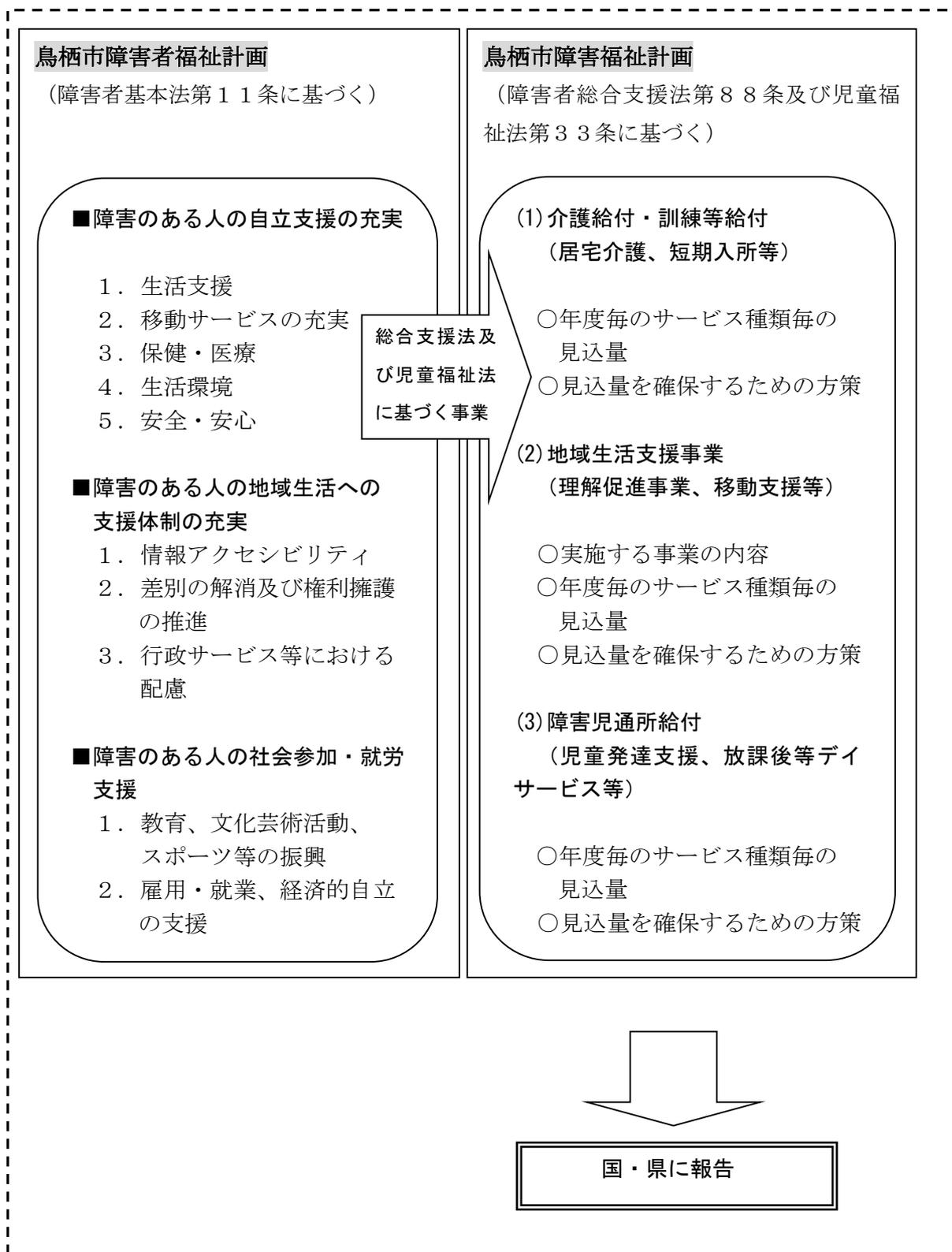


図1-2 鳥栖市障害者福祉計画と鳥栖市障害福祉計画の関係

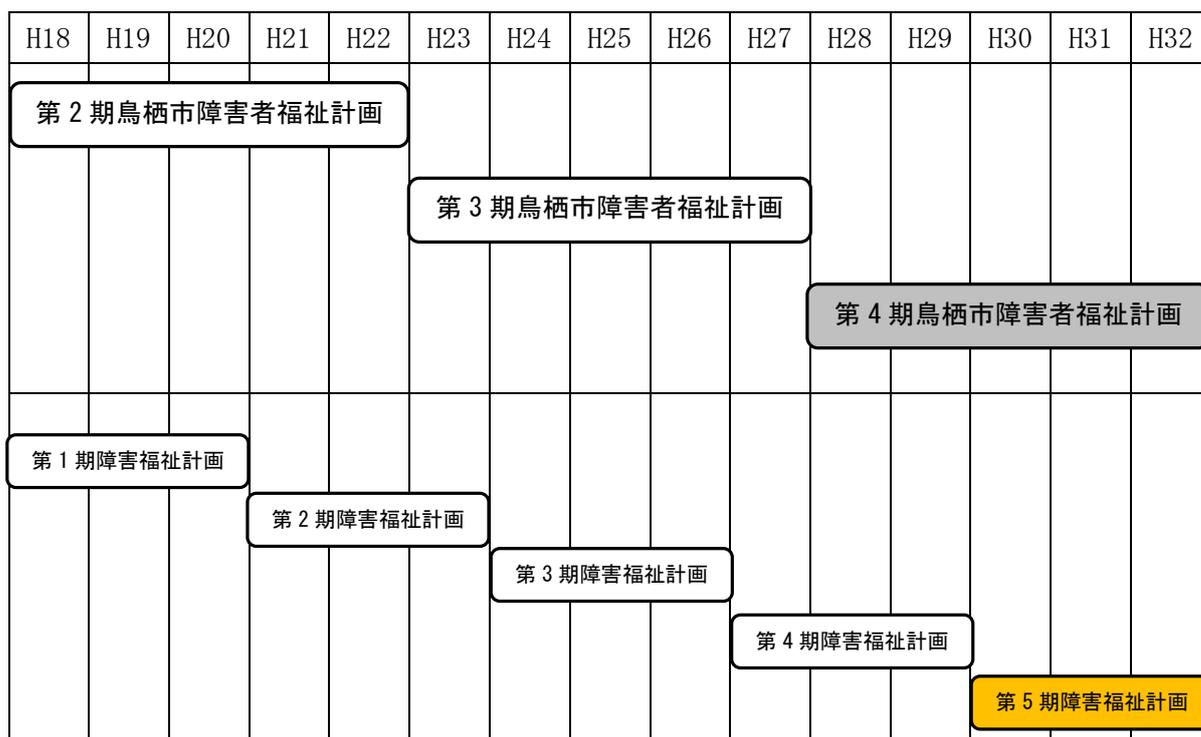


3. 計画の期間

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種サービスについて、短期・中期的にサービス量を見込み、そのサービス量を確保するための方策を定めます。

本計画は、平成32年度を目標として、平成30年度から平成32年度までの3年間で計画期間として策定します。計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化等必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うこととします。

図1-3 鳥栖市障害者福祉計画と鳥栖市障害福祉計画の計画期間



第2章 現状と課題

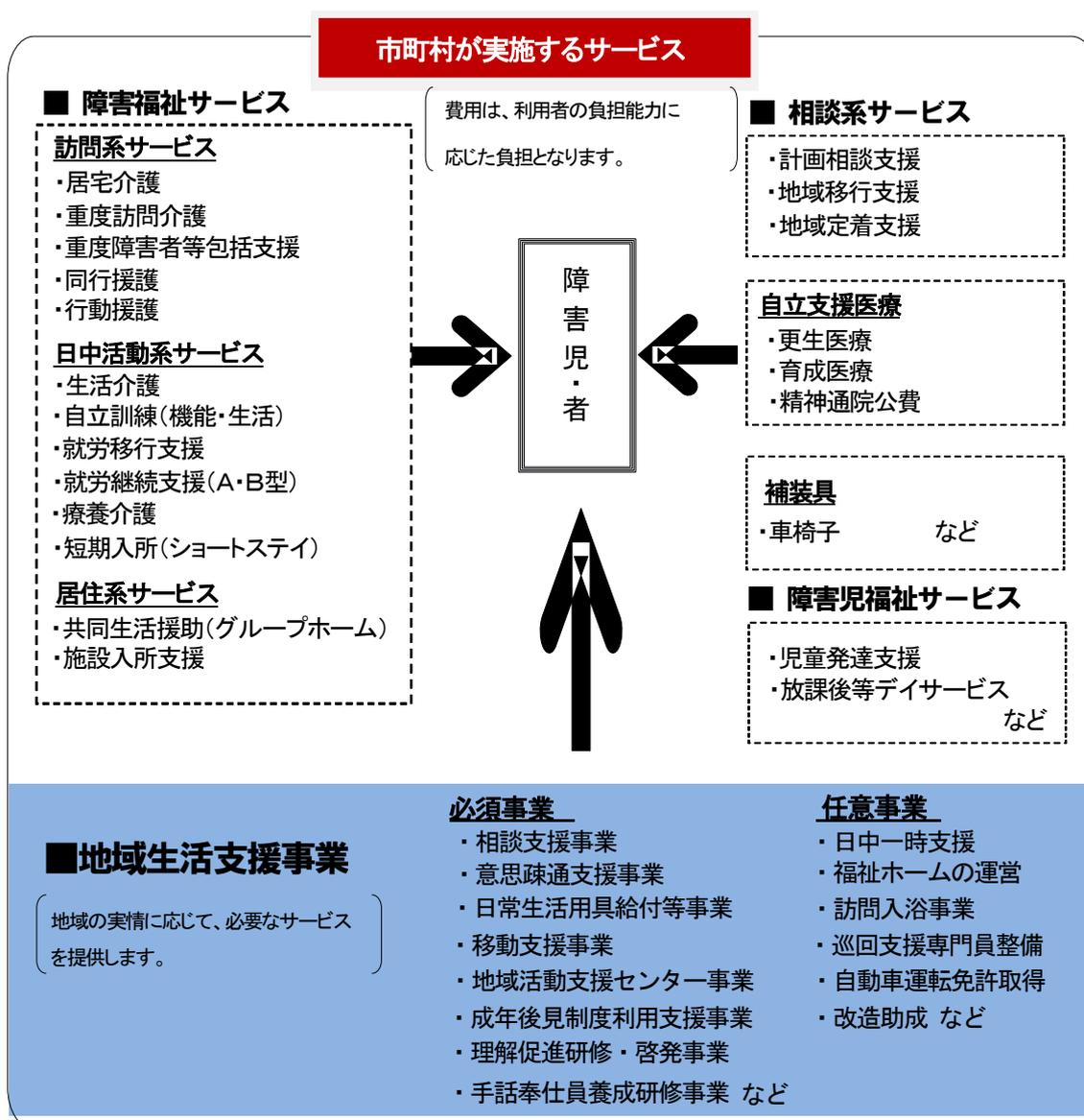
1. 本市の現状と課題

第5期鳥栖市障害福祉計画の策定に際し、第4期鳥栖市障害福祉計画の現状分析や障害者理解基礎調査、事業所からの聞き取り等をもとに、本市の課題の整理を行いました。

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの概要

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つから構成されます。児童福祉法に基づくサービスは「障害児通所給付」があります。「自立支援給付」及び「障害児通所給付」は、すべての市町村で共通のサービスで、「地域生活支援事業」は、各市町村が、地域の実情に応じてサービス内容や実施する事業を決めて提供するサービスになります。

図2-1 障害者総合支援法に基づくサービスの体系



2. 障害福祉サービスの現状

(1) 利用状況

区分		単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		達成率	
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	H28 末時点	
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護	実人数	75	87	77	83	79	—	112%
			時間分/月	1,161	1,207	1,192	1,164	1,223	—	101%
		重度訪問介護	実人数	3	2	3	1	4	—	50%
			時間分/月	109	132	109	105	145	—	109%
		重度障害者等包括支援	実人数	1	0	1	0	1	—	0%
			時間分/月	120	0	120	0	120	—	0%
		同行援護	実人数	10	12	11	15	12	—	129%
			時間分/月	55	82	60	123	65	—	178%
		行動援護	実人数	36	31	41	29	47	—	78%
	時間分/月		178	150	204	141	234	—	76%	
	日中活動系	生活介護	実人数	112	113	114	118	116	—	102%
			時間分/月	2,195	2,168	2,234	2,206	2,273	—	99%
		自立訓練 (機能訓練)	実人数	4	3	4	3	4	—	75%
			時間分/月	32	15	32	21	32	—	56%
		自立訓練 (生活訓練)	実人数	6	14	6	12	6	—	217%
			時間分/月	78	122	78	98	78	—	141%
		就労移行支援	実人数	17	22	20	24	23	—	124%
			時間分/月	198	182	242	227	295	—	93%
就労継続支援 (A型)		実人数	59	85	64	94	69	—	146%	
		時間分/月	1,135	1,207	1,224	1,367	1,320	—	109%	
就労継続支援 (B型)	実人数	143	160	147	173	152	—	115%		
	時間分/月	2,290	2,389	2,356	2,592	2,425	—	107%		
療養介護	実人数/月	27	26	27	27	27	—	98%		
短期入所	実人数	28	37	28	45	28	—	146%		
	時間分/月	66	69	66	83	66	—	115%		
居住系	共同生活援助	人分/月	88	89	93	89	98	—	98%	
	施設入所支援	人分/月	69	74	69	74	68	—	107%	
相談系	計画相談支援	実人数	453	416	463	461	473	—	96%	
	地域移行支援	実人数	4	1	4	1	4	—	25%	
	地域定着支援	実人数	4	0	4	1	4	—	13%	

※人分/月…月間の利用人数

(2) 事業実績の分析と課題

① 訪問系サービス

居宅介護のサービス見込量と実績量をみると、平成27・28年度とも実人数、利用時間ともに概ね見込量を達成しています。必要な人に必要な量のサービスが行き届いてきた状況と考えられます。

また、平成23年10月から制度が発足した視覚障害者に対する移動支援である同行援護についても、実人数・利用時間ともに見込量を上回る実績でした。

行動援護については、行動の際の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うものであり、実人数・利用時間ともに見込量をやや下回りました。放課後等デイサービスの利用増加により、児童の行動援護の利用が減少したことが考えられます。

訪問系サービスについては、障害者の地域生活を支える基本事業であり、今後も地域移行推進の観点からサービスの利用量が増加することが予測されるため、事業所の充実が必要となっています。

② 日中活動系サービス

生活介護については、実人数・利用量ともに概ね見込量を達成しています。

自立訓練（生活訓練）については、圏域の事業所のみでなく圏域外の事業所を利用する例も多く、実人数・利用量ともに増加しました。

就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）についても、圏域内また県外の近隣自治体に支援事業所が増えたことに伴い、実人数・利用日数ともに増加しました。

日中活動系サービスは進捗率を概ね達成しているが、障害者の就労については主要な課題の一つであるため、今後もそれぞれのニーズに合ったサービス提供を促進していくよう努めます。

③ 居住系サービス

居住系サービスについて、共同生活援助については概ね見込量を達成しました。

施設入所支援については見込量まで減少させることができませんでした。

地域生活移行者の増加を目指す観点から、今後も共同生活援助の利用者数の増加が見込まれます。

④ 相談系サービス

平成27年度は相談支援事業所の数は4事業所だったが、平成28年度は7事業所と増加しました。すべての障害福祉サービス利用者に、「サービス等利用計画」の策定が必要であり、平成28年度においてサービス利用者への計画相談支援の決定は100%でした。引き続き、相談支援事業所の確保、計画相談員の数や質の確保に努める必要があります。

地域移行支援と地域定着支援については、利用者数が見込量を下回りました。制度の周知、事業所の増加が課題です。

3. 障害児福祉サービスの現状

(1) 利用状況

区 分	単 位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		達成率 H28 末時点	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績		
障害児通所支援	児童発達支援 (重心児含む)	実人数	135	124	139	138	144	—	96%
		人日分/月	582	594	600	578	619	—	99%
	医療型 児童発達支援	実人数	1	0	1	0	1	—	0%
		人日分/月	6	0	6	0	6	—	0%
	放課後等 デイサービス	実人数	126	158	132	228	139	—	150%
		人日分/月	584	927	613	1,708	643	—	220%
	保育所等 訪問支援	実人数	1	11	1	25	1	—	1,800%
		人日分/月	1	5	1	12	1	—	850%
	相談支援	実人数	261	245	271	310	283	—	104%

※人日分/月…「年間利用延人数を年間月数で割った数」で算出されるサービス量

(2) 事業実績の分析と課題

① 障害児通所支援

放課後等デイサービスについては、利用実数・利用量ともに見込量を上回りました。事業所の増加や計画相談支援の定着により、必要なサービス利用に繋がるようになったためだと考えられます。

保育所等訪問支援については、利用実数・利用量ともに見込量を大幅に上回りました。要因としては、市内の事業所が1か所新たにサービスを開始したことにより、サービスの必要な利用者の要望に応えられる体制が整ってきたためと考えられます。

今後も、児童に対するサービスの、量もさることながら質の充実が必要になることから、引き続き事業所の確保や連携に努めていきます。

第2章 現状と課題

4. 地域生活支援事業の現状

(1) 利用状況

区 分		単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		達成率 H28 末時点
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	
啓発事業 理解促進研修・ 自発的活動支 援事業	教室等開催	回数	4	4	4	4	4	—	100%
		実人数	200	227	200	226	200	—	113%
	イベント開催	回数	1	1	1	1	1	—	100%
		実人数	300	2,600	300	3,000	300	—	933%
ピアサポート	回数	6	9	6	10	6	—	158%	
	実人数	60	101	60	125	60	—	188%	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	1	1	1	1	1	—	100%
	地域自立支援協議会	か所数	1	1	1	1	1	—	100%
	利用件数	件数 (月)	500	807	500	760	500	—	157%
用支援事業 成年後見制度利	成年後見制度 利用支援	実人数	1	1	1	0	1	—	50%
支援事業 意思疎通	手話奉仕員・要約筆記者 派遣	実人数	22	12	22	9	22	—	48%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付数	8	6	8	3	9	—	56%
	自立生活支援用具	給付数	6	11	7	7	8	—	138%
	在宅療養等支援用具	給付数	9	6	9	12	10	—	100%
	情報・意思疎通支援用 具	給付数	13	13	14	21	15	—	126%
	排せつ管理支援用具	給付数	1,050	1,119	1,100	1,045	1,150	—	101%
	住宅改修費	給付数	1	5	1	1	1	—	300%
養成講座事業 手話奉仕員	手話奉仕員養成講座	回数	47	47	47	47	47	—	100%
		実人数	10	13	10	6	10	—	95%
事業 移動支援	移動支援	事業者	17	21	18	18	19	—	111%
		実人数	98	101	100	93	102	—	98%
		延時間数	2,600	2,127	2,650	1,834	2,700	—	75%
地域活動支援センター（Ⅱ型）		か所数	1	1	1	1	1	—	100%
地域活動支援センター（Ⅲ型）		か所数	2	2	2	2	2	—	100%

第2章 現状と課題

その他事業	福祉ホーム事業	実人数	4	4	4	4	4	—	100%
	訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	3	3	3	—	100%
		延日数	189	176	189	222	189	—	105%
	巡回支援専門員整備事業	か所数	20	19	20	17	20	—	90%
		延回数	138	127	138	105	138	—	84%
	日中一時支援事業	か所数	18	18	19	18	20	—	97%
		実人数	100	113	110	95	120	—	99%
		延日数	1,700	2,039	1,750	1,724	1,800	—	109%
	社会参加促進事業	実人数	3	6	3	2	3	—	133%

(2) 事業実績の分析と課題

① 理解促進・研修啓発事業

啓発事業・居場所づくり事業として、小中学校や市民・企業などを対象とした障害者等の理解を深めるための教室等の開催をしました。

イベント開催については、平成25年度から市内の商業施設において『障がいの有無を超えた「個」の共演』をテーマに、障害者を含む各団体のリレー方式での音楽祭を観覧無料で開催したため、実績が大幅に伸びる結果となりました。

平成29年度から施行された障害者差別解消法の理念も鑑み、これからも障害への理解促進に係る事業を進めていく必要があると考えます。

② 自発的活動支援事業

障害当事者と保護者を対象とする居場所づくりの取り組みとして、5月から2月までの月1回、障害当事者同士や親同士で思いを共有できる交流会を開催しました。利用者は年々増加しており、今後も当事者同士の思いの共有の場の確保は必要と考えられます。

③ 相談支援事業

国は平成32年度から、県においては平成30年度からの実施を予定している地域生活支援拠点等の整備について、平成27年度から、自立支援協議会の各専門部会で検討を行ってきました。今後も引き続き、障害者の支援体制整備を図るため、関係機関と連携し、地域の課題改善に取り組みます。

また、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、平成29年度から自立支援協議会の権利擁護部会を障害者差別解消支援地域協議会に改称し、更なる障害者の権利擁護に努めます。

④ 成年後見利用支援事業

ホームページで制度の周知を行うとともに、平成28年度より成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正し、報酬助成の対象者を拡充いたしました。

今後も、必要な方に適切な支援を行う体制づくりに努めます。

⑤ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の実績をみると、平成27・28年度ともに見込みより実績が少ない状況となっています。担い手の育成や事業の周知について、継続して取り組み必要があります。

⑥ 日常生活用具等給付事業

日常生活用具給付等事業は、各々の用具に耐用年数が定められているため、年度によって、給付のばらつきがみられるが、推計給付件数に対し、実給付総件数は136%の達成状況となっています。

⑦ 手話奉仕員養成講座事業

平成27年度から近隣1市3町持ち回りで手話奉仕員養成講座を実施し、概ね見込量を達成しました。今後も、近隣市町が連携することにより、広報等に力を入れていきます。

⑧ 移動支援事業

移動支援事業では、実施か所数、実人数は、概ね見込量どおりだが、延べ時間数は緩やかに下降しています。原因としては、放課後等デイサービスの利用増加により、利用ニーズが移行したことが考えられます。移動支援事業の周知については、今後もホームページ等で啓発に努めます。

⑨ 地域活動支援センター事業

平成22年度に1事業所が「地域活動支援センター」から「障害福祉サービス事業所」に移行した以降は、3事業所のままで変動はありません。

今後も、事業の啓発に努めます。

⑩ その他事業

「福祉ホーム」事業については、対象者数に変動はなく見込みどおりの実績でした。

「日中一時支援事業」については、実人数、延日数ともに概ね見込どおりでした。

事業内容については、ホームページ等で啓発に努めます。

第3章 成果目標の設定

1. 成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成32年度末までに、平成28年度末時点での入所施設の入所者の9%以上が地域生活に移行することを旨とする。これにあわせて、平成32年度末時点の施設入所者数を2%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

本市においては、平成28年度末の施設入所者数（70人）の10%の7人の地域移行を目標とするとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2.86%減の2人の削減を目標とします。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行に取り組むことと併せて、入所者等のニーズに合わせたサービスの提供を図る観点から、施設及び計画相談員との連携を強化していきます。

【福祉施設入所者の地域生活への移行】

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数	70人	平成28年度末の人数 (A)
目標年度入所者数	68人	平成32年度末時点の利用見込 (B)
目標値 (削減見込)	2人	$(A) - (B) = (C)$
	2.86%	$(C) / (A)$
目標値 (地域生活移行者数)	7人	施設入所からグループホーム等への移行者数 (D)
	10.00%	$(D) / (A)$

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、平成32年度末時点の1年以上長期入院患者数を国が提示する推計式を用いて設定し、平成32年度における退院率については、入院後3か月時点の目標を69%以上、入院後6か月時点の目標を84%以上、入院後1年時点の目標を90パーセント以上とする。

また、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

成果目標については、県が設定した目標値に基づき、市は年度ごとの活動指標について障害福祉サービスの必要量を見込みます。

また、引き続き鳥栖・三養基地域自立支援協議会のくらしの支援部会を活用し、保健・医療・福祉関係者との連携体制を強化していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること。

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組を基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えながら、地域で安心して暮らせるために、どのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況などを考慮し、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等の議論を通じ、圏域内の事業所の役割分担を明確にしながら引き続き整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

平成32年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上とすること。

これにあわせて、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数から2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

また、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率が8割以上とすること。

一般就労への移行実績（平成28年度実績）の1.5倍以上を目安として、平成32年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。本市では、平成28年度実績（5人）の1.6倍となる8人の一般就労移行を目指します。

そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（もしもしネット）などの関係機関との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現を目指します。

就労の意欲があっても様々な要因により、就労に至っていない障害者や難病患者、特別支援学校卒業後に就職が困難である方などの就労先を開拓する「レッツ・チャレンジ雇用事業」（県事業）などの事業と連携し、就労支援に努めます。

また、市においては障害者等の理解促進事業の実施や物品や役務の優先的な調達に努めます。

■ 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	5人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間一般就労移行者数）	8人 (1.6倍)	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

■ 就労移行支援事業の利用者数

【就労移行支援事業の利用者数】

項目	数値	考え方
平成28年度末の 就労移行支援利用者数	12人	平成28年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数
目標値(目標年度末の就労移行支援事業の利用者数)	15人	平成32年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数

国の基本指針では、平成28年度末利用者数から2割以上増加することとしています。

本市においては、市内及び近隣市町にある就労継続支援事業所の数に比較すると、就労移行支援事業所が少なく、受け入れ可能な利用人数が少ない実情を踏まえて目標値を設定します。目標値を達成するために、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の就労支援部会を活用し、市と県、ハローワークや特別支援学校との連携体制を強化していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターと、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上設置し、また、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

また、平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように各市町村(市町村単独での確保が困難な場合は圏域)において保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。

上記については、障害者総合支援法および児童福祉法改正法において策定が義務づけられた障害児福祉計画に相当します。障害児に対する重層的な地域支援体制の構築、医療的ニーズへの対応を目標とします。

児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点などから、教育関係機関等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

市内には児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援を提供する事業所が確保されていることから、鳥栖・三養基地域自立支援協議会のこども部会等を通じて、関係機関との連携を深め、障害児に対する支援体制の強化およびサービスの質の確保に努めます。

また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会における医療的ケア児支援強化ワーキンググループにおいて、保健、医療、福祉、保育、教育の連携を深め、体制を強化します。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

1. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■ サービスの内容

訪問系サービスとは、地域で生活する障害者が生活するために必要な支援について、ヘルパー等が障害者の自宅を訪問して身体介護や家事援助等を行うことをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的な介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、24時間利用者に対応でき、各種サービスを提供できる環境を整えた県の指定を受けた事業所が、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。 ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし
同行援護	視覚障害者が外出時における必要な視覚的情報の支援や移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。

■ 今後のサービスの見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	実人数	85	86	87
	時間分/月	1,187	1,211	1,235
重度訪問介護	実人数	1	2	2
	時間分/月	110	116	122
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
同行援護	実人数	16	17	18
	時間分/月	129	135	141
行動援護	実人数	30	32	34
	時間分/月	148	155	162

※時間分/月…月間のサービス提供時間

■ 見込量を確保するための方策

- 施設入所者や入院中の精神障害者の地域移行を進めていく上で、訪問系サービスの需要が増えることが見込まれます。
- 障害者の自立に向けた支援に向けて、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、ヘルパー事業所との連携と協力を行い、質の確保に努めます。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

(2) 日中活動系サービス

■ サービスの内容

日中活動系サービスとは、障害者に、通所等により日中活動に必要な介護や訓練などの支援を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人へ、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。(A型：雇用型) (B型：非雇用型)
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

■ 今後のサービス見込量 (個別サービスにおける利用見込量)

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	実人数	119	120	122
	人日分/月	2,228	2,250	2,273
自立訓練 (機能訓練)	実人数	3	3	3
	人日分/月	22	23	24
自立訓練 (生活訓練)	実人数	12	12	13
	人日分/月	100	102	104
就労移行支援	実人数	25	26	27
	人日分/月	238	250	262
就労継続支援 (A型)	実人数	96	98	100
	人日分/月	1,394	1,422	1,451
就労継続支援 (B型)	実人数	176	180	184
	人日分/月	2,644	2,697	2,751
就労定着支援	実人数/月	5	6	7
療養介護	実人数/月	27	27	27
短期入所	実人数	47	50	52
	人日分/月	87	92	96

※人日分/月…「年間利用延人数を年間月数で割った数」で算出されるサービス量

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

■ 見込量を確保するための方策

- 日中活動系サービスについては、今後も利用者の増加が見込まれることから、多様なサービス提供体制の整備に努めます。
- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、就労継続支援A型、B型等の障害者就労施設が提供する物品及び役務を優先的に調達することに努め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に努めます。
- 短期入所については、障害児のサービス提供量が確保できるよう、事業所との連携を深めていきます。
- また、短期入所については、医療的ケアが必要な重症心身障害者を受け入れた場合の運営経費の助成を行うことにより、事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

居住系サービスについては、施設や共同生活を行う住居等において夜間における生活の援助や介護を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
居住系サービス	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域社会の中にある住宅において、日常生活上の援助等を行うとともに、食事等の介護や援助を利用者のニーズに応じて提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護のサービス等を提供します。

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人分(／月)	2	2	2
共同生活援助	人分(／月)	91	93	95
施設入所支援	人分(／月)	70	69	68

※人分…月間の利用人数

■ 見込量を確保するための方策

- 共同生活援助（グループホーム）は、障害者の地域生活を支えるサービスであり、障害者の高齢化が進むなか、親亡き後の支援としても重要な支援となります。アパートや空き家の有効利用を促進し、共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。
- 障害者支援施設等から地域移行を進めるにあたり、相談支援事業所や障害者支援施設との連携を深めます。
- 公営住宅の優先入居等の他の制度の周知に努め、障害者の地域移行を促進します。

(4) 相談系サービス（サービス利用計画作成）

■ サービスの内容

障害者が障害福祉サービスを利用する時に、どのようなサービスが利用できるのか情報を収集するのは大変です。そのため、障害者や保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものをいいます。

具体的なサービス		サービスの内容
相談系サービス	計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	地域定着支援	単身等の居宅で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、緊急時の相談等を行います。

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実人数	484	508	534
地域移行支援	実人数	2	2	2
地域定着支援	実人数	1	2	2

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細やかで継続的なサービスが必要です。今後も新規相談支援事業所の確保に努めます。
- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談支援部会の中で、計画相談事業所間の連携を図ることにより、圏域内の計画策定の平準化・適正化に努め、相談支援専門員の養成や相談体制の構築に努めます。また、自立支援協議会の各部会を通じ、専門機関との連携や、事例検討、専門分野別の地域の実情に応じた研修の取り組みに努めます。
- 障害者支援施設等から地域移行のための支援にあたり、多様なニーズが顕在化すると考えられるため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制も整備に努めます。

2. 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

(1) 障害児通所支援

■ サービスの内容

障害児通所支援とは、身体、知的、精神等に障害がある児童に対して、日常生活における基本的な動作や、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。平成30年度より居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

	具体的なサービス	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援 (重症心身障害児含む)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、医療機能を兼ね備えた県の指定を受けた機関が、児童発達支援および治療を提供します。 ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進のための支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
	相談支援	障害児が利用するサービスの内容等を定めた「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

■ 今後のサービスの見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援 (重心児含む)	実人数	146	153	161
	人日分/月	607	637	669
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数	251	276	303
	人日分/月	1,879	2,067	2,273
保育所等訪問支援	実人数	26	28	29
	人日分/月	13	13	14
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	2	3	4
	人日分/月	10	15	20
相談支援	実人数	341	375	413

※人日分/月…「年間利用延人数を年間月数で割った数」で算出されるサービス量

■ 見込量を確保するための方策

- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談支援部会にて、相談支援事業所間の連携を図ることにより、圏域内の計画策定の平準化・適正化に努め、相談体制の構築に努めます。
- また、自立支援協議会のこども部会等を通じて、身近な地域の障害児支援の拠点である児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を深め、障害児に対する支援体制の強化およびサービスの質の確保に努めます。

3. 地域生活支援事業

■ サービスの内容

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において法定化された市町村が実施主体となる事業で、地域の特性やニーズに合わせ事業を行い、障害者の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となっています。

地域生活支援事業	①理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	②自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	③相談支援事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な支援等を行います。
	④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。
	⑤意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣などを行います。また、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、障害者が地域生活をする上で必要な情報などを支援します。
	⑥日常生活用具給付事業	障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
	⑦手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

⑧移動支援事業	移動が困難な障害者に対し、地域における自立した生活などへの支援、社会参加等への外出支援を行います。
⑨地域活動支援センター機能強化事業	障害者に対し、創作的活動又は生産活動の提供、地域との交流の促進等を行い、地域生活において自立した生活を営む事ができるよう支援します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業				
教室等開催	回数	4	4	4
	実人数	200	200	200
イベント開催	回数	1	1	1

※平成29年度開催イベント実行委員会参加団体数18団体

■ 見込量を確保するための方策

- 障害特性を分かりやすく解説するとともに、小中学校や市民・企業、福祉関係の学生などを対象に、障害者や福祉関係業務等の理解を深めるための教室や研修を開催します。
- 当事者、障害者団体、地域福祉に関わる者等により実行委員会を設置し、障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深めるイベントを行います。

(2) 自発的活動支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業				
ピアサポート	回数	9	9	9
	実人数	90	90	90

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者等やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換のできる交流会活動を支援します。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

(3) 相談支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施か所数	1	1	1
地域自立支援協議会	設置か所数	1	1	1
	利用件数 (/月)	750	750	750
障害者相談支援事業	実施形態	広域：東部福祉圏域 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)		
	実施方法	委託：特定非営利活動法人 総合相談支援センター「キャッチ」		
地域自立支援協議会	実施形態	広域：東部福祉圏域 (鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)		
	実施方法	鳥栖・三養基地域自立支援協議会（市町を中心に 関係機関で構成）		

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者やその家族を対象とする相談支援事業を実施し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、専門的な指導・助言等を通じて、地域における生活を総合的にサポートします。
- 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中に設置した障害者差別解消支援地域協議会において司法書士、社会福祉士等の専門家グループと連携し、相談支援体制の更なる強化を図ります。
- 鳥栖・三養基地域虐待防止センターを活用し、障害者虐待の防止及び早期発見に努めます。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置を行い、地域の人材育成や相談支援体制の整備に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	実人数	2	2	2

■ 見込量を確保するための方策

- 身寄りのない知的障害者及び精神障害者が自ら希望する自立した日常生活が営めるように支援する制度であり、平成28年度に要綱改正した報酬助成の内容についてもホームページ等を利用し広報活動を行い広く周知を行います。

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

(5) 意思疎通支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業	延人数	18	18	18

意思疎通支援事業	手話奉仕員・要約 筆記者派遣	実施方法	委託：手話サークル、 要約筆記サークル
----------	-------------------	------	------------------------

■ 見込量を確保するための方策

● 聴覚及び音声・言語機能障害者の外出や社会参加を支援するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を充実させ、情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、広報活動を行い広く周知します。

(6) 日常生活用具給付等事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数	6	7	8
自立生活支援用具	給付件数	8	9	10
在宅療養等支援用具	給付件数	10	11	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数	16	17	18
排せつ管理支援用具	給付件数	1,150	1,150	1,150
住宅改修費	給付件数	2	3	4

■ 見込量を確保するための方策

● 障害者が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害の種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。

● ホームページ等を通じて周知・広報に努め、障害者の支援に努めます。

■ サービスの内容

区 分	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストマ装具、その他の障害者の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
住宅改修費	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(7) 手話奉仕員養成講座事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成講座	回数	47	47	47
	実人数	10	10	10

■ 見込量を確保するための方策

- 地域における手話奉仕員を養成し、人材の確保に努めます。

(8) 移動支援事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実施か所数	15	16	17
	実人数	80	82	84
	延時間数	2,000	2,050	2,100

移動支援事業	実施方法	委託：指定障害福祉サービス事業所
--------	------	------------------

■ 見込量を確保するための方策

- 障害者の社会参加や余暇活動を促すため、移動支援事業の周知に努めるとともに、多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施を検討します。

(9) 地域活動支援センター事業

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	2	2	2

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

地域活動支援センター機能強化事業					
	地域活動支援センターⅡ型	実施 か所数	1	1	1
	地域活動支援センターⅢ型	実施 か所数	1	1	1

地域活動支援センター事業	実施 方法	[Ⅱ型]鳥栖市身体障害者福祉センター (指定管理者：鳥栖市社会福祉協議会)
		[Ⅲ型]身体障害者鳥栖作業所（NPO法人）

■ 見込量を確保するための方策

- 専門職員を配置し、福祉、保健、医療、教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。
- 地域活動支援センターに通うことができる障害者の把握に努め、障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。
- 障害者にとって活動の場となる地域活動支援センターが、専門的な相談に応じられることは重要であるため、専門的な相談体制の確保に努めます。

(10) その他事業

地域生活支援事業 (任意事業)	①福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常生活に関する相談、助言を行い、福祉ホームを運営する費用に対し補助を行う
	②訪問入浴サービス事業	地域において身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行うことで、福祉の増進を図る
	③巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする
	④日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援する
	⑤社会参加促進事業	(自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業) 障害者の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する

第4章 今後のサービス見込量と実施方策

■ 今後のサービス見込量（個別サービスにおける利用見込量）

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
その他事業				
福祉ホーム事業	実人数	3	3	3
訪問入浴サービス事業	実人数	5	5	5
	延日数	316	316	316
巡回支援専門員整備事業	実施か所数	21	22	23
	延べ回数	145	152	159
日中一時支援事業	実施か所数	18	19	20
	実人数	90	100	110
	延日数	1,750	1,800	1,850
社会参加促進事業	実人数	3	3	3

■ 見込量を確保するための方策

- 訪問入浴サービス事業は、移送に耐えられない等の事情により、通所が困難な方に対し訪問による入浴サービスであり、必要な障害者にサービスの利用を働きかけていけるよう相談支援専門員等との連携に努めます。
- 巡回支援専門員整備事業を行い、専門員が幼稚園や保育園等の施設を巡回し、保育士や対象児童の保護者へ助言を行うことにより、障害児の早期の療育につながる支援を行います。
- 日中一時支援は、障害者等の日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族に一時的な休息を与える事業であり、必要な障害者にサービスの利用を働きかけていけるよう相談支援専門員等との連携に努めます。
- 事業内容についてホームページ等を通じて周知・広報に努め、障害者やその家族の支援に努めます。

4. 地域自立支援協議会

(1) 設置目的

市町村は、「障害のある方が普通に暮らせる地域づくり」を目標に、相談支援事業を始めとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場を設置しています。

本市においては、鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町と合同で協議会を設置し、総合会議（全体会・定例会）や専門部会を通じ、困難事例などの課題への対応や地域の課題解決に向けたネットワークの構築などを行っています。

(2) 事務局

鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町

（総合相談支援センター キャッチに事務運営を委託）

(3) 構成メンバー

圏域内の行政・教育・医療・福祉等141団体で構成

(4) 専門部会

① 障害者差別解消支援地域協議会…障害者差別解消法施行後の社会の変化を検証するとともに、権利擁護に関して更なる意識の高揚に努める。虐待の事例検討を通して情報共有と事案発生時の対応、再発防止策についての検討を行う。

② こども部会……未就学児・就学児での困り感を共有しながら、こども達の生活全体を協議する

医療的ケア児支援連携強化ワーキンググループ（医療的ケア児の実態や現状を把握し、そこから課題を抽出していくことから始め、今後の医療的ケア児支援体制の整備につなげていく。）

③ 暮らしの支援部会……2つの協議会で構成。

地域移行・退院促進協議会（地域移行支援、地域定着支援を実践することに関する協議会であり、障害福祉の資源としての量の確保と同時に入所施設や医療機関と地域との連携をスムーズに行うためのシステムづくりを検討する。）

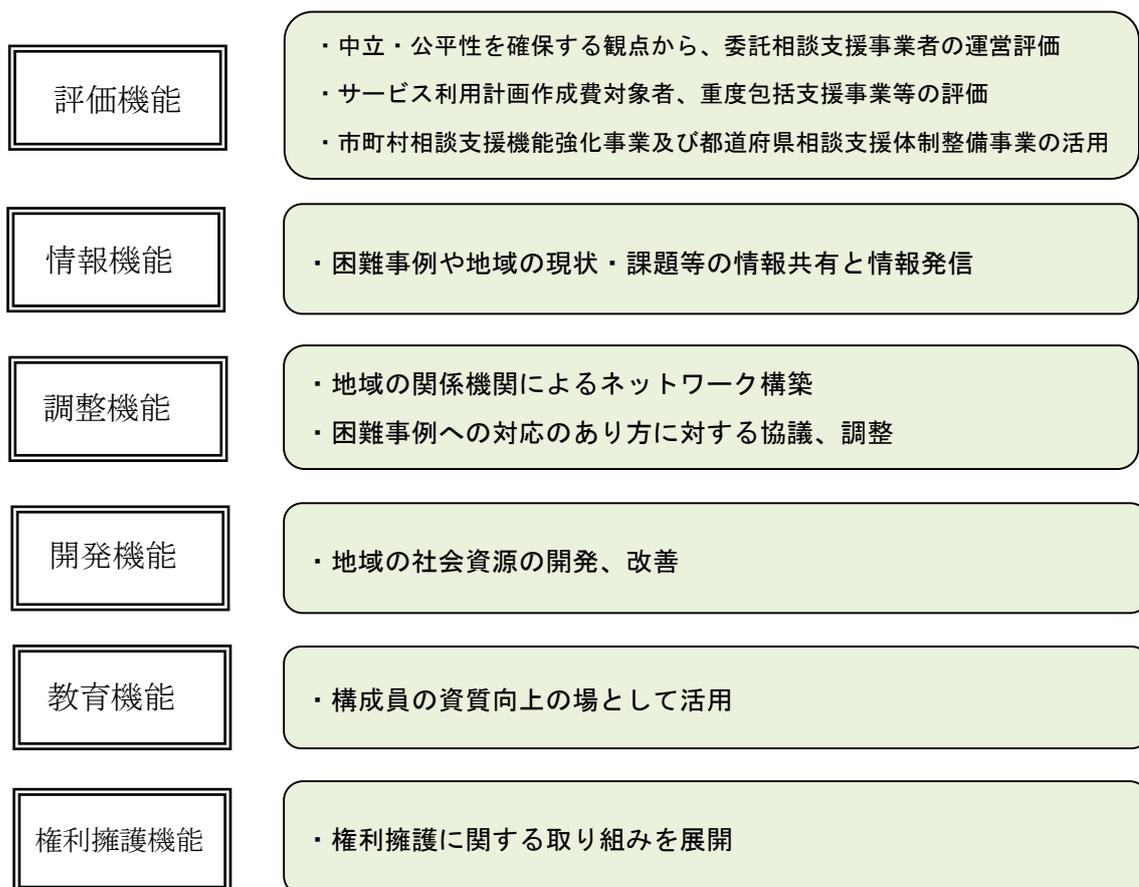
生活の場協議会（生活の場に関する総合的な議論を行う協議会であり、様々な生活の場の資源や課題を知り、障害者自身が求める生活のイメージを描き、情報や課題を共有するネットワーク支援等を検討する。）

④ 相談支援部会「相談支援体制推進協議会」……指定相談支援事業所の課題解消と質の向上を図るため、各種勉強会を中心に活動を行う。

⑤ 就労支援部会……就労支援ネットワーク強化等を行う。

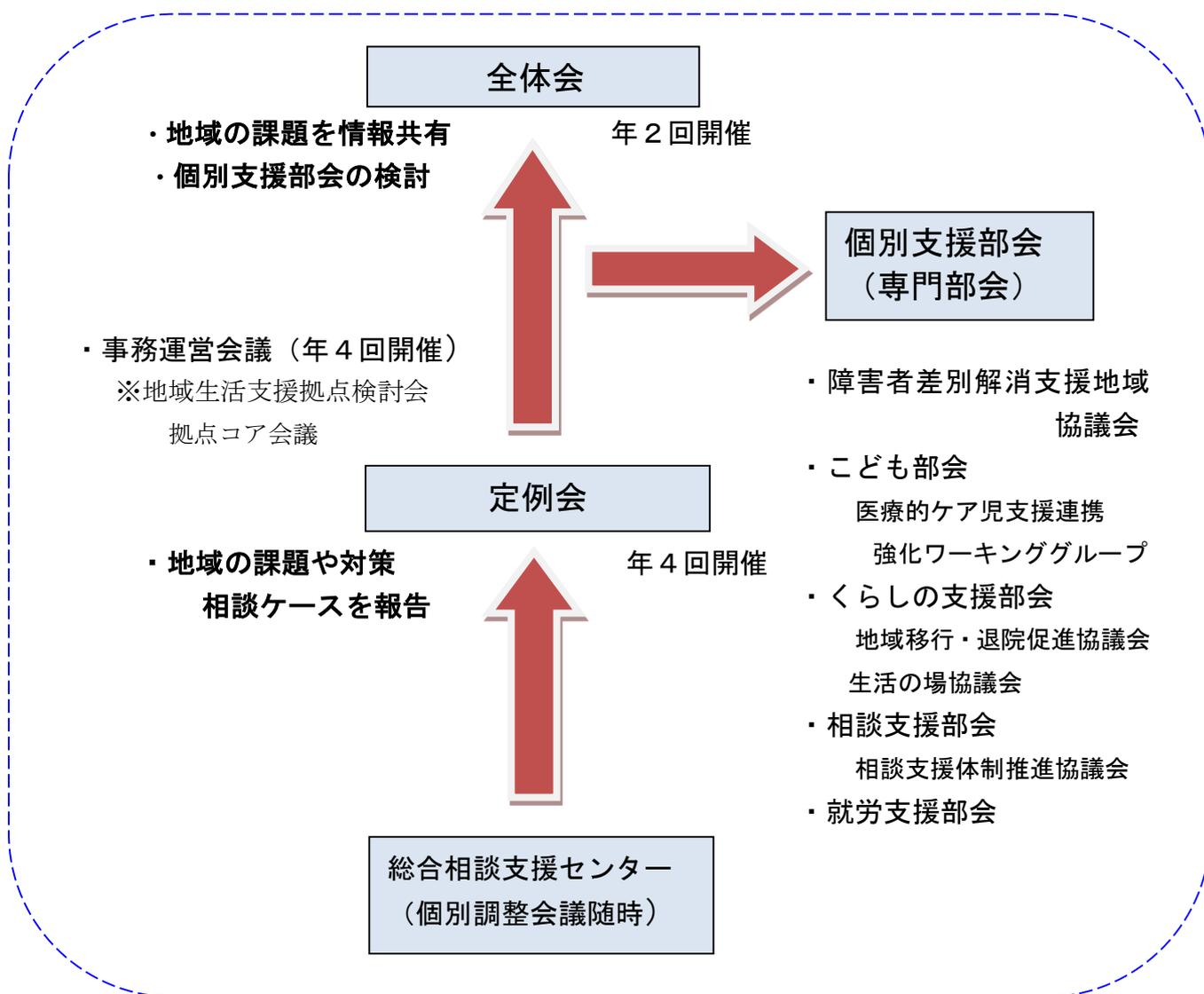
※事務運営会議に連なる検討会として、「地域生活支援拠点検討会」があり、構成メンバーのうち、実際、地域生活支援拠点事業の担い手となる事業所で「拠点コア会議」を開く。

図4-1 自立支援協議会の主な目的・機能



※ 地域自立支援協議会…総合相談窓口寄せられた相談を地域で解決していくために行われる地域の関係機関の実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置します。

図4-2 鳥栖・三養基地域自立支援協議会の動き



※ 地域自立支援協議会…総合相談窓口寄せられた相談を地域で解決していくために行われる地域の関係機関の実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として市町村が設置します。

5. 計画の推進・点検・評価

障害福祉計画を地域の実情に応じた実効性のある計画として推進するには、障害福祉サービス事業所、保健福祉事務所、公共職業安定所、教育機関、医療機関等の様々な関係機関との連携が必要になってきます。地域の課題を解決していくためには、今後ますます鳥栖・三養基地域自立支援協議会が果たす役割が重要になってきます。

また、障害児支援の体制整備については、障害児の早期発見・支援を進めるために、子育て支援担当部局や児童発達支援センターなどの関係機関との連携体制を強化していくことが必要になってきます。

このように、本計画の推進にあたっては、関係機関との連携を図るとともに、施策・事業の成果を点検・評価して、必要に応じてその充実や見直しを行っていきます。

本計画に掲げている各種事業・施策の点検・評価にあたっては、進捗状況を定期的に分析、把握し評価するとともに、必要が生じた際には、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、関係機関からの意見を求め、必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

資料
資料

1 障害者を取り巻く状況

本市の平成27年度末の総人口は72,902人となっています。年齢構成比で見ると、0歳～14歳までの年少人口比は、平成7年で17.2%あったものが平成17年には15.9%まで減少していますが、平成22年度の国勢調査では16.5%と一旦増加に転じ、平成27年には16.4%と微減しています。高齢者人口比は平成7年で14.2%であったものが平成27年には22.2%まで増加し、高齢化が進行しています。生産年齢人口比は平成7年以降減少に転じ、平成27年で60.7%と減少しています。

※総人口は年齢不詳分を含むため、年齢3区分別の合計値と一致しない (単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	57,414 100%	60,726 100%	64,723 100%	69,074 100%	72,902 100%
年少人口 (0～14歳)	9,854 17.2%	9,822 16.2%	10,293 15.9%	11,418 16.5%	11,946 16.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	39,415 68.6%	41,125 67.7%	42,732 66.0%	43,422 62.9%	44,240 60.7%
高齢者人口 (65歳以上)	8,145 14.2%	9,764 16.1%	11,681 18.0%	13,610 19.7%	16,200 22.2%
前期高齢者 (65歳～74歳)	4,873 8.5%	5,823 9.6%	6,311 9.7%	6,877 10.0%	8,297 11.4%
後期高齢者 (75歳以上)	3,272 5.7%	3,941 6.5%	5,370 8.3%	6,733 9.7%	7,903 10.8%
年齢不詳	0	15	17	624	516

(資料：国勢調査平成7年～27年)

2. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年度の2,705人から平成28年度の2,855人と5年間で150人増加しています。

年代別にみると、平成28年度では平成24年度と比較し「18歳未満」は6人減、「18歳～64歳」は136人減となっています。一方「65歳以上」が、292人増となり、全体の72.7%を占めています。(平成24年度では65.9%)。

障害程度別にみると、「1級」から「6級」までの全等級で増加しており、平成28年度では手帳所持者全体に占める『重度(「1級」、「2級」)』の割合は46.0%になります。(平成24年度では46.1%)。

障害種別にみると、平成28年度では「肢体不自由」が1,660人、「内部障害」が762人と多く、あわせて全体の84.8%を占めています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計		2,705	2,799	2,837	2,847	2,855
年 代 別	18歳未満	64	65	65	56	58
	18歳～64歳	858	819	751	742	722
	65歳以上	1,783	1,915	2,021	2,049	2,075
障 害 程 度 別	1級	831	876	883	835	885
	2級	417	424	424	437	428
	3級	385	409	407	422	404
	4級	629	642	655	663	661
	5級	267	268	287	295	298
	6級	176	180	181	195	179
障 害 種 別	視覚障害	153	158	168	170	178
	聴覚・平衡機能障害	218	224	226	230	231
	音声・言語・そ しゃく機能障 害	23	24	21	22	24
	肢体不自由	1,552	1,605	1,662	1,669	1,660
	内部障害	759	788	760	756	762

資料：社会福祉課（各年度末現在）

資料

(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では平成24年度の494人から平成28年度の566人と増加傾向がみられます。

障害程度別にみると、年々『中軽度（B）』の割合が増加しています。

＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計		494	474	522	547	566
年代別	18歳未満	127	130	131	143	149
	18歳以上	367	344	391	404	417
障害程度別	重 度 (A)	208	187	217	219	226
	中軽度 (B)	286	287	305	328	340

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成24年度の354人から平成28年度の524人と170人増加しています（48.0%増）。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計		354	358	411	468	524
障害程度別	1級	27	26	29	31	34
	2級	219	226	258	285	307
	3級	108	106	124	152	183

資料：社会福祉課（各年度末現在）

通院医療費公費負担対象者数の推移をみると、平成24年度の884人から平成28年度には1,061人に増加しています。（20.0%増）

＜通院医療費公費負担対象者数の推移＞

単位：人

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通院医療費公費負担対象者数	884	901	951	996	1,061

資料：社会福祉課（各年度末現在）

資料

3. 障害支援区分の認定状況

障害支援区分の認定状況を見ると、本市においては「区分6」が105人で最も多く、全体に占める割合も36.5%と高くなっています。

障害種別にみると、本市においては「知的障害者」が153人と最も多く、全体の53.1%を占めています。

<障害支援区分認定状況>

(区分別)

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	13	11	9	10	42	85
知的障害者	6	14	10	38	23	62	153
精神障害者	2	36	11	0	0	1	50
合計	8	63	32	47	33	105	288

平成29年3月31日現在

資料

4. 就業状況

障害者雇用を進めていく理由としては、「共生社会」実現の理念があります。障害者が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、雇用による自立や社会参加が重要です。

本市が含まれるハローワーク鳥栖管内において、民間企業での雇用者数は、平成28年度に471人となり、平成25年度と比較して111名増加しています。法律で決められた人数を雇用している「法定雇用率」を達成している企業は、平成28年度に77.8%と平成25年度と比較して18.1%増加しています。

平成30年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、法定雇用率が引き上げになる予定です。従業員が50人以上の事業所は障害者を2.2%以上、国・地方公共団体では2.5%以上、都道府県等の教育委員会では2.4%以上の雇用が義務づけられます。

<障害者雇用状況：各年度6月1日現在>

単位：人、か所

区分	調査対象企業数	雇用達成企業数	達成率	法定雇用率の対象となる労働者数	常用雇用障害者数	法定雇用障害者数に不足する障害者数	雇用率
24年度	70	45	64.3%	14,165	303.5	35	2.14%
25年度	77	46	59.7%	16,613	360	53	2.17%
26年度	77	53	68.8%	16,612	401.5	31.5	2.41%
27年度	77	61	79.2%	17,482	448.5	24	2.57%
28年度	81	63	77.8%	17,499	471.5	26.5	2.69%

<障害者の職業紹介状況>

単位：人、件

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
新規求職者数		247	247	246	297	311
紹介件数		462	451	448	446	451
就職件数		121	148	165	167	197
年度末現在登録者数		1,008	1,046	1,111	1,168	1,225
内訳	有効求職者数	307	293	235	241	241
	就業中のもの	564	632	722	747	832
	保留中のもの	137	121	154	180	152

5. 障害者とその生活に対する関心度調査

鳥栖市障害者理解基礎調査（障害者とその生活に対する関心度調査）

(1) 調査の目的

本調査は、地域の中での障害理解に焦点を当て、「障害者とその生活」に対する関心度を知ることにより、鳥栖市における障害理解の状況を把握し、啓発をはじめとする障害福祉施策の基礎資料とすることを目的としています。

なお、この調査結果は、第5期鳥栖市障害福祉計画に基づき実施する障害福祉施策において、市民の皆様のご意見を反映するために活用します。

(2) 調査の方法

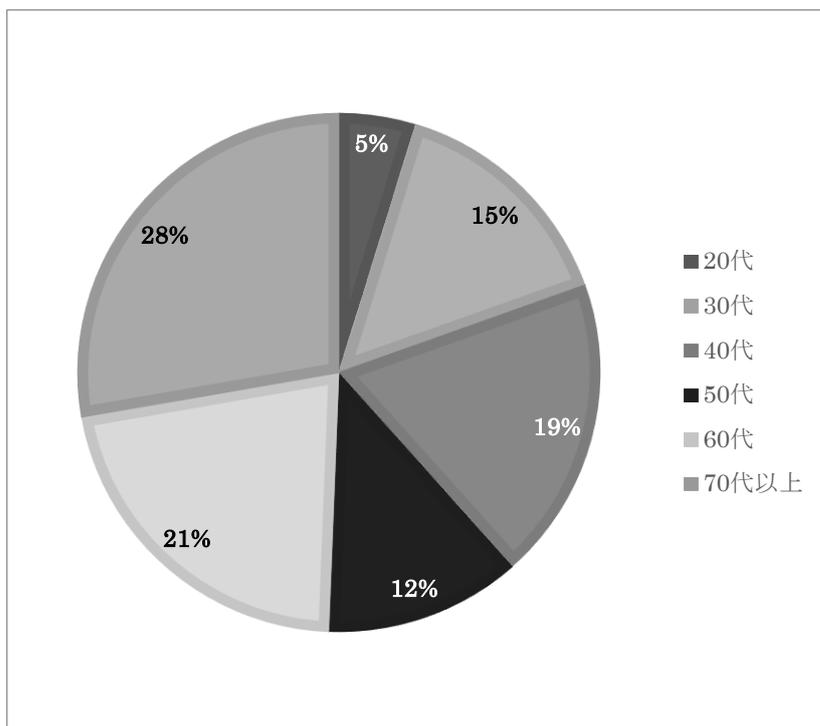
- ① 調査地域…鳥栖市内全域
- ② 調査対象…鳥栖市内在住の20歳以上の市民2,000人
- ③ 抽出方法…住民基本台帳より無作為抽出
- ④ 調査方法…郵送による配布、回収
- ⑤ 調査期間…平成29年9月11日～10月3日
- ⑥ 実施主体…委託による（特定非営利活動法人しょうがい生活支援の会すみか）

(3) 回収状況

- ① 調査票送付数 2,000人
- ② 回収数 807人
- ③ 回収率 40.4%

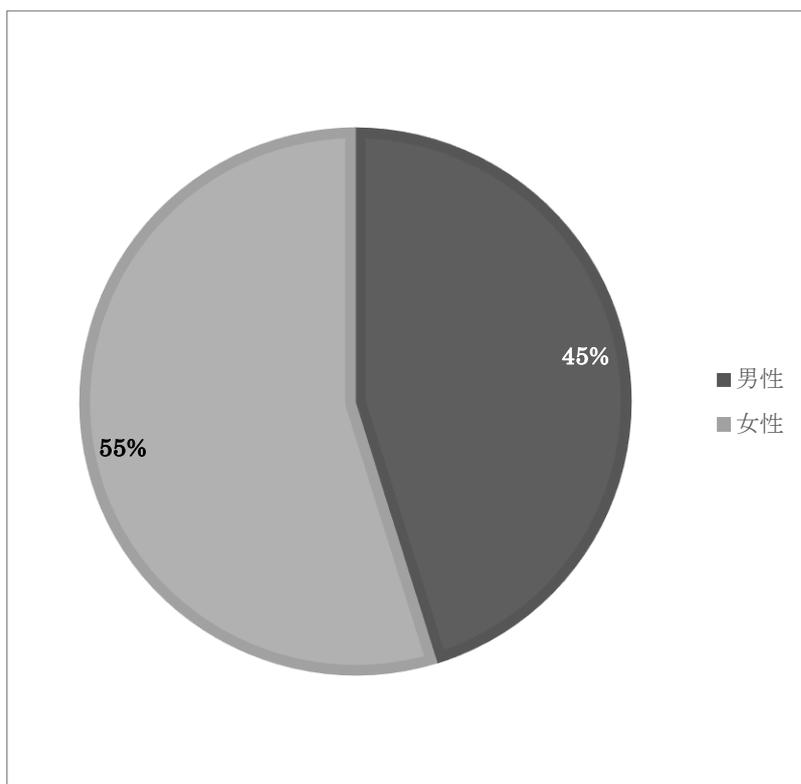
資料

Q1. あなたの年齢のうち当てはまるものはどれですか。(当てはまる1つに○)



	度数	パーセント
20代	38	4.7
30代	119	14.8
40代	152	18.9
50代	98	12.2
60代	174	21.6
70代以上	223	27.8
合計	804	100.0

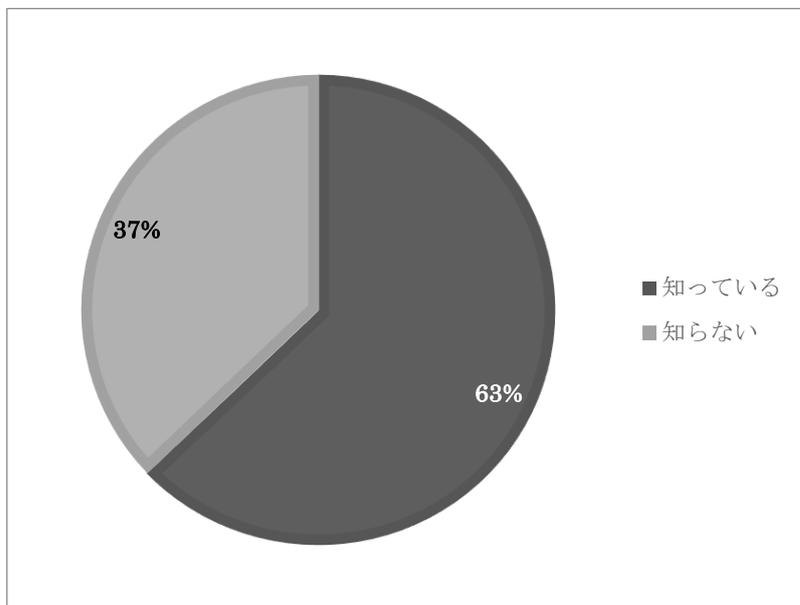
Q2. あなたの性別のうち当てはまるものはどれですか。(当てはまる1つに○)



	度数	パーセント
男性	363	45.2
女性	440	54.8
合計	803	100.0

資料

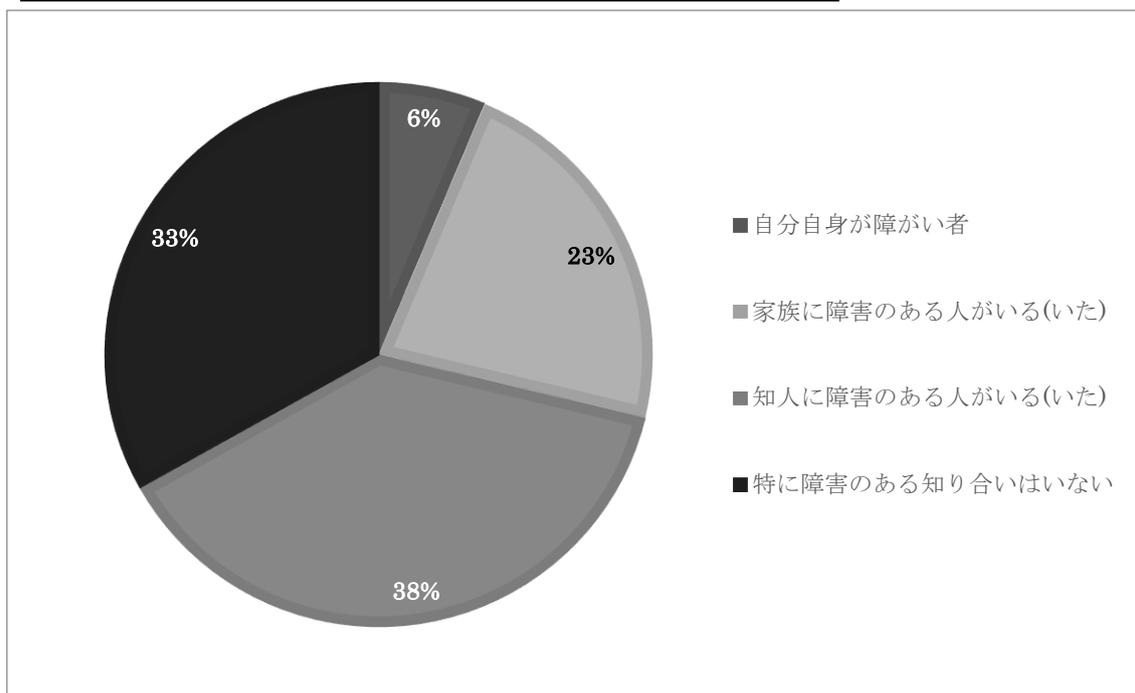
Q3. あなたは、障害のある・なしに関わらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことを目指す「共生社会」という言葉を知っていますか。(当てはまる1つに○)



	度数	パーセント
知っている	497	62.8
知らない	294	37.2
合計	792	100.0

Q4. あなたは、障害のある人と関わったことがありますか。(当てはまる1つに○)

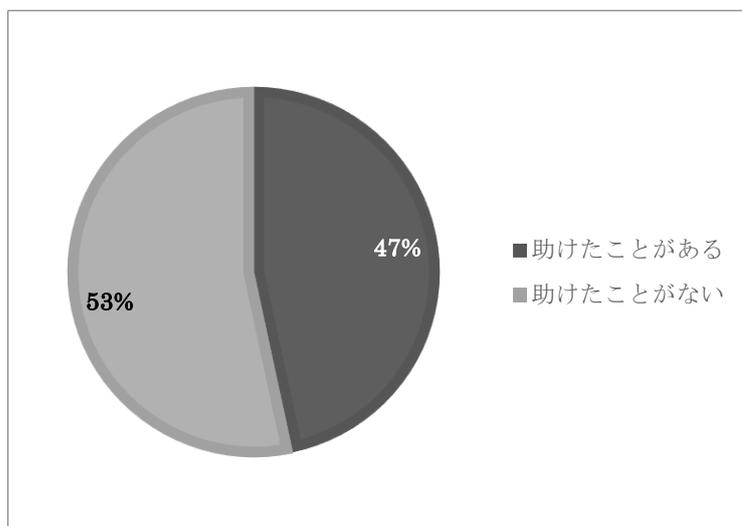
	度数	パーセント
自分自身が障害者	50	6.3
家族に障害のある人がいる(いた)	177	22.4
知人に障害のある人がいる(いた)	301	38.1
特に障害のある知り合いはいない	262	33.2
合計	791	100.0



資料

Q5. あなたは、街中で障害のある人の手助けをしたことがありますか。

(当てはまる 1 つに○)

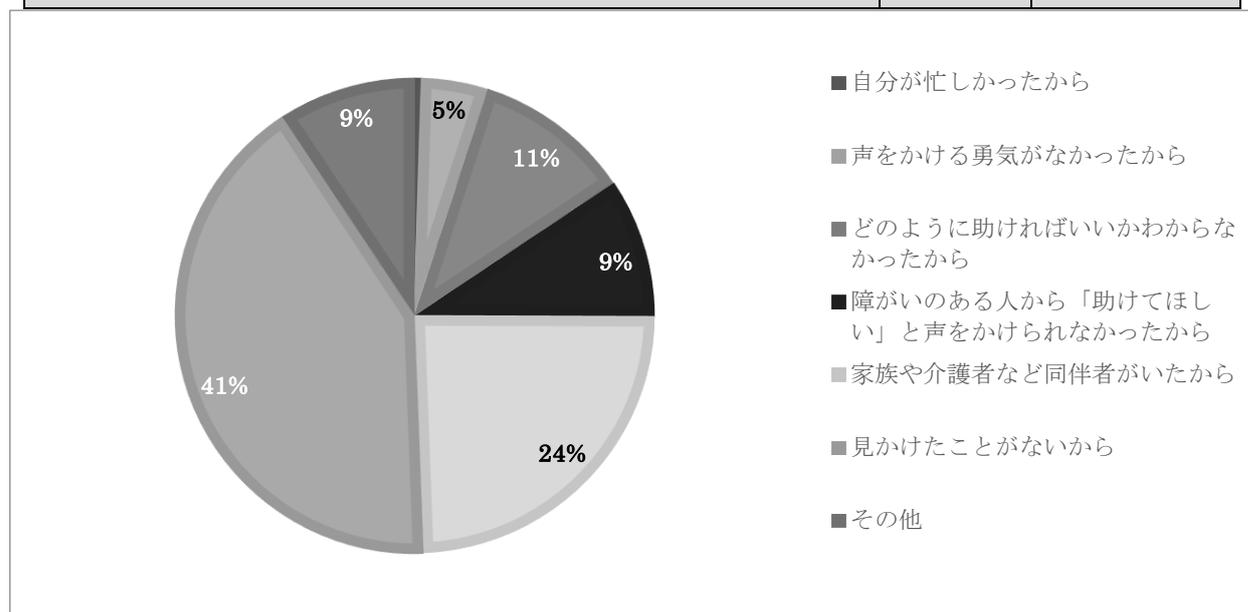


	度数	パーセント
助けたことがある	369	46.6
助けたことがない	422	53.4
合計	791	100.0

SQ5. 【Q5. で(2)とお答えの方】あなたがその時に助けなかった理由は何ですか。

(当てはまる 1 つに○)

	度数	パーセント
自分が忙しかったから	2	0.5
声をかける勇気がなかったから	19	4.5
どのように助ければいいかわからなかったから	45	10.6
障がいのある人から「助けてほしい」と声をかけられなかったから	40	9.5
家族や介護者など同伴者がいたから	103	24.3
見かけたことがないから	175	41.4
その他	39	9.2
合計	423	100.0

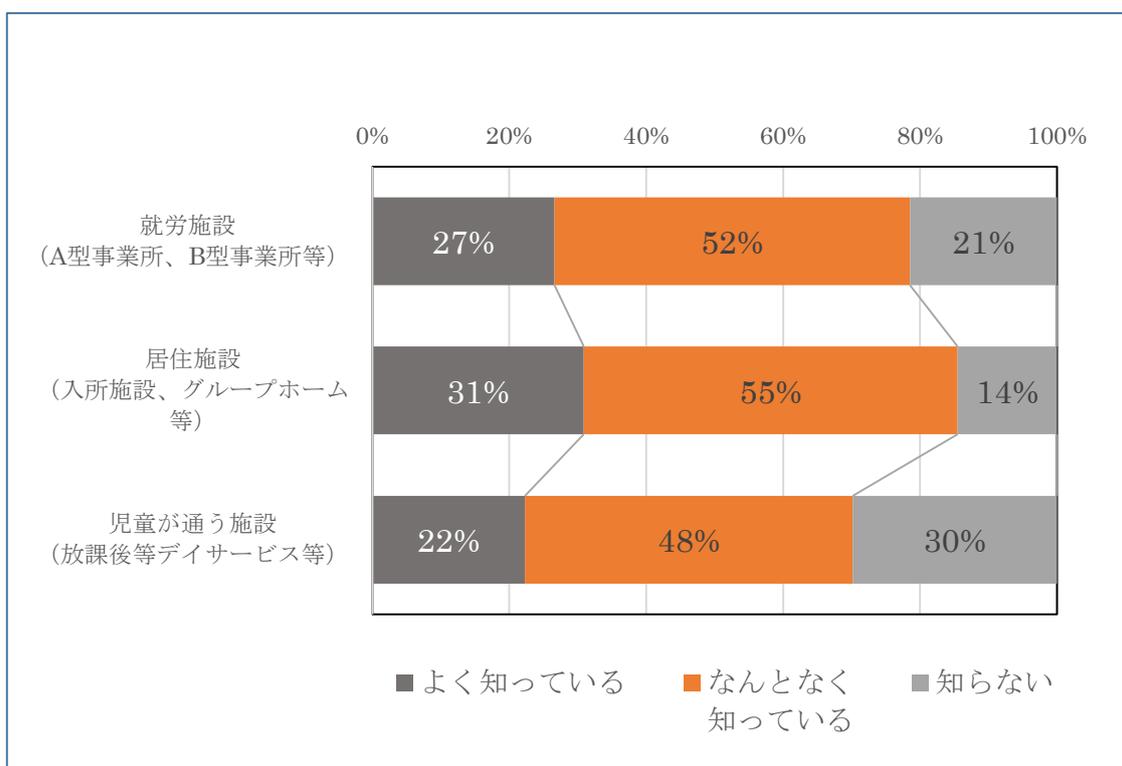


資料

Q6. あなたは、障害のある人を支援する施設を知っていますか。

(それぞれ当てはまる1つに○)

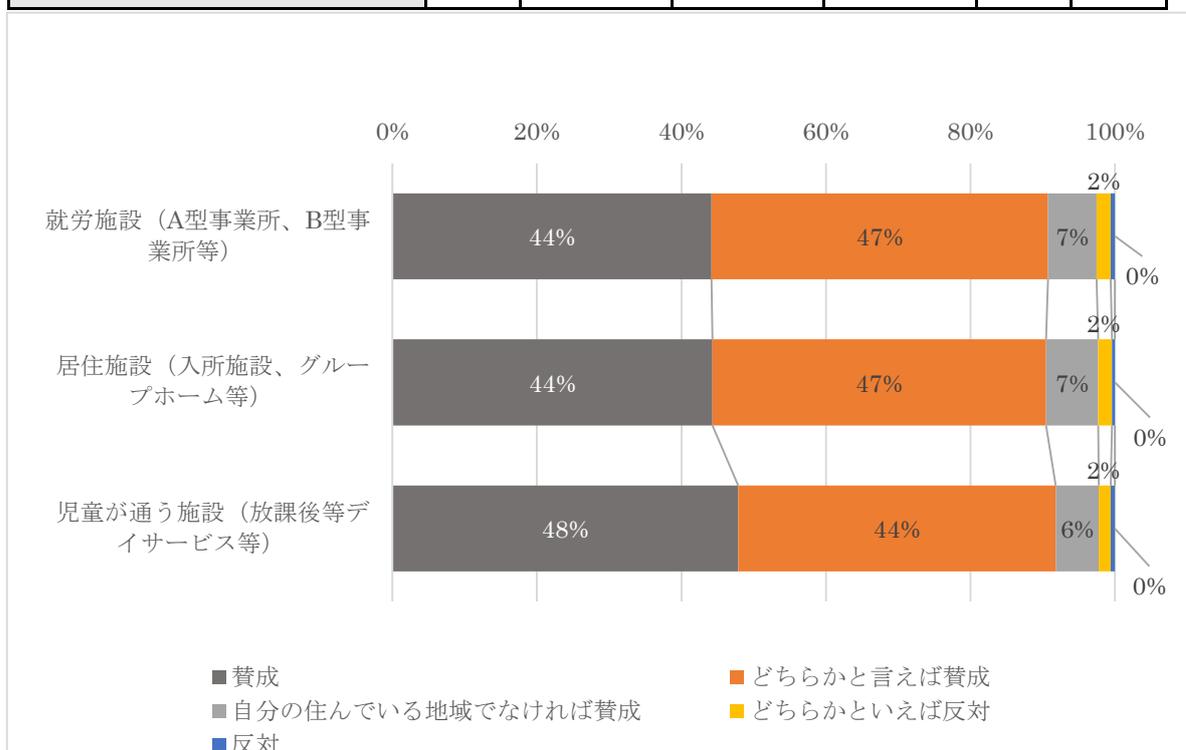
	よく知っている	なんとなく知っている	知らない	合計
就労施設 (A型事業所、B型事業所等)	192	375	155	722
居住施設 (入所施設、グループホーム等)	232	410	109	751
児童が通う施設 (放課後等デイサービス等)	162	348	217	727



資料

Q7. あなたが生活する身近な地域に、障害のある人が生活するための施設ができることになったら、どう思いますか。(それぞれ当てはまる1つに○)

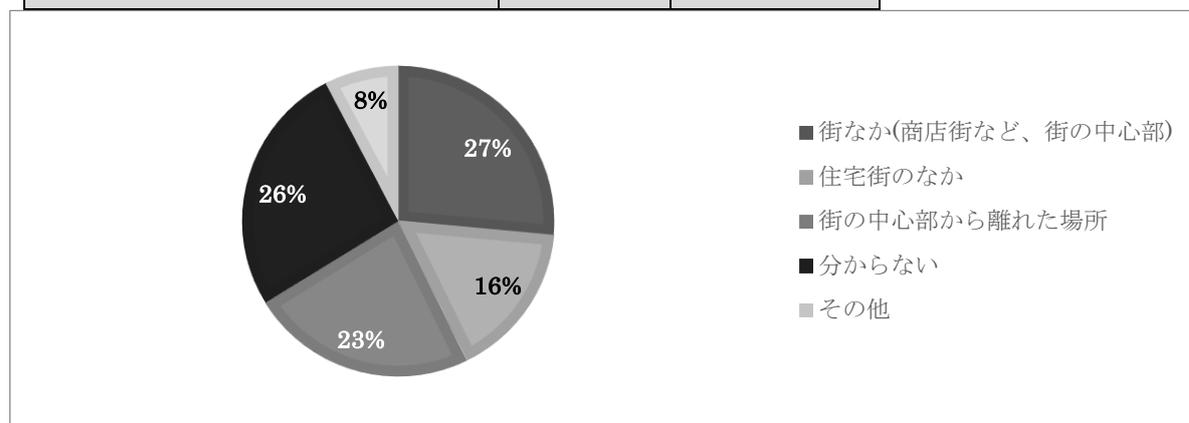
	賛成	どちらかといえば賛成	自分の住んでいる地域でなければ賛成	どちらかといえば反対	反対	合計
就労施設 (A型事業所、B型事業所等)	315	332	48	14	4	713
居住施設 (入所施設、グループホーム等)	325	339	53	14	3	734
児童が通う施設 (放課後等デイサービス等)	345	317	43	12	4	721



資料

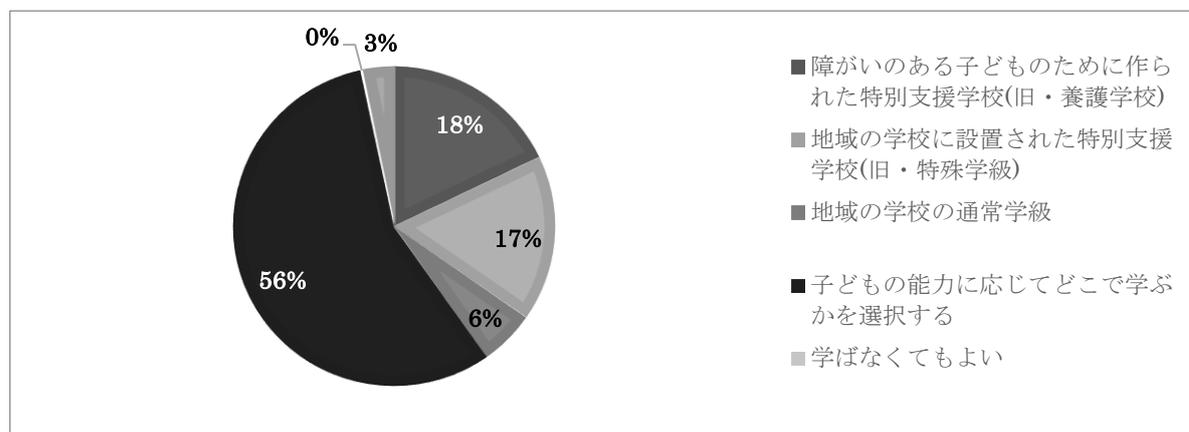
Q8. あなたは、障害のある人の施設は、どこに作るのが適切だと思いますか。
(当てはまる1つに○)

	度数	パーセント
街なか(商店街など、街の中心部)	205	26.5
住宅街のなか	126	16.3
街の中心部から離れた場所	181	23.4
分からない	203	26.2
その他	59	7.6
合計	774	100.0



Q9. あなたは、障害のある子どもが学ぶ環境について、どこで学ぶのがよいと思いますか。(当てはまる1つに○)

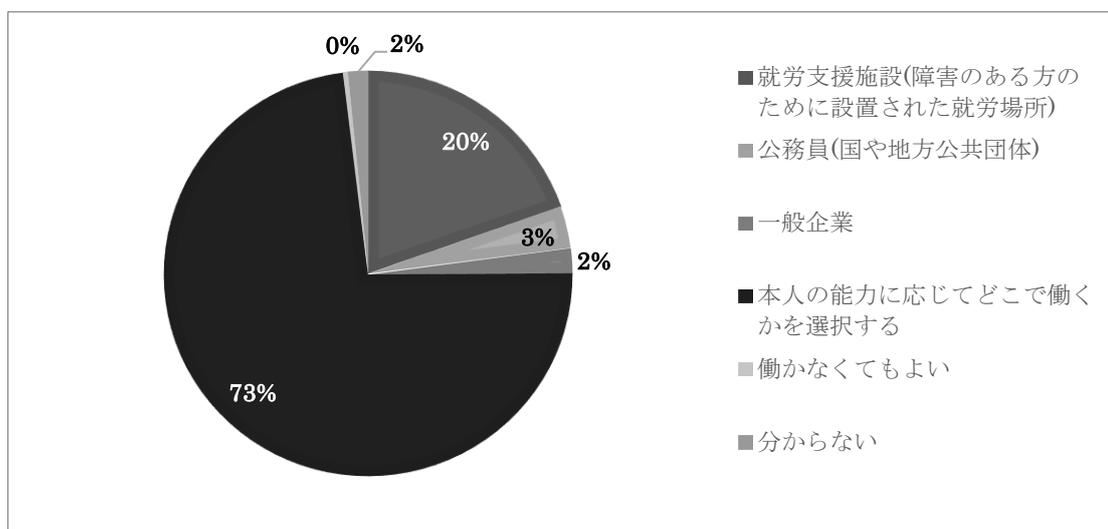
	度数	パーセント
障がいのある子どものために作られた特別支援学校(旧・養護学校)	138	17.9
地域の学校に設置された特別支援学校(旧・特殊学級)	130	16.8
地域の学校の通常学級	43	5.6
子どもの能力に応じてどこで学ぶかを選択する	436	56.3
学ばなくてもよい	2	0.3
分からない	24	3.1
合計	773	100.0



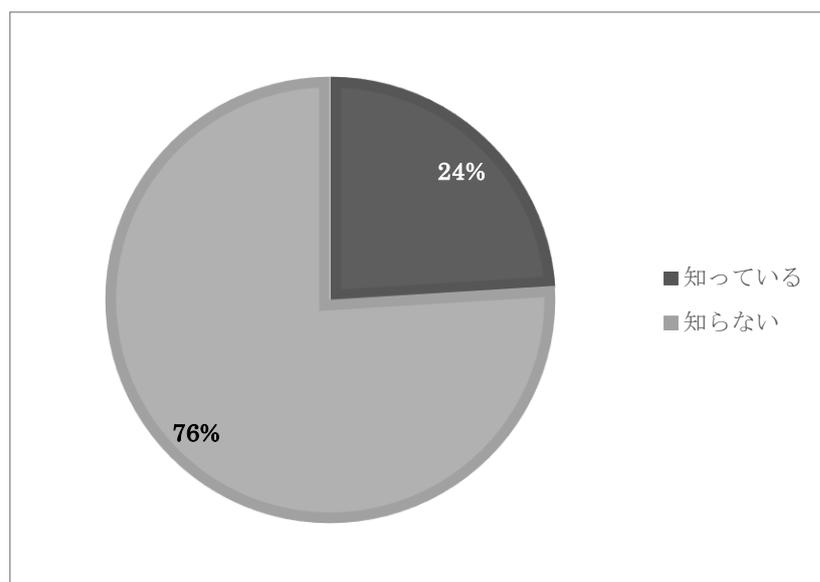
資料

Q10. あなたは、障害のある人が働く環境について、どこで働くのがよいと思いますか。(当てはまる1つに○)

	度数	パーセント
就労支援施設(障害のある方のために設置された就労場所)	153	19.7
公務員(国や地方公共団体)	26	3.3
一般企業	15	1.9
本人の能力に応じてどこで働くかを選択する	570	73.2
働かなくてもよい	3	0.4
分からない	12	1.5
合計	779	100.0



Q11. あなたは、「合理的配慮」(障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮)という言葉を知っていますか。(当てはまる1つに○)

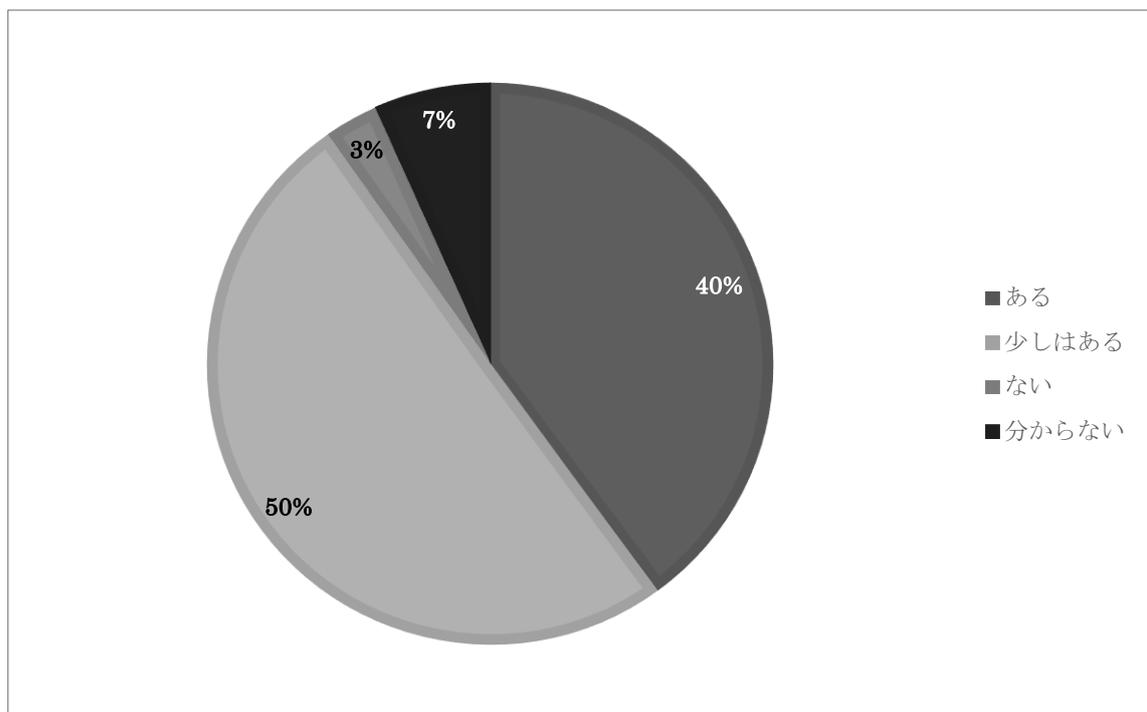


	度数	パーセント
知っている	188	24.0
知らない	595	76.0
合計	783	100.0

資料

Q12. あなたは、現在、日本の社会には障害のある人に対して、障害を理由とする差別があると思いますか。(当てはまる1つに○)

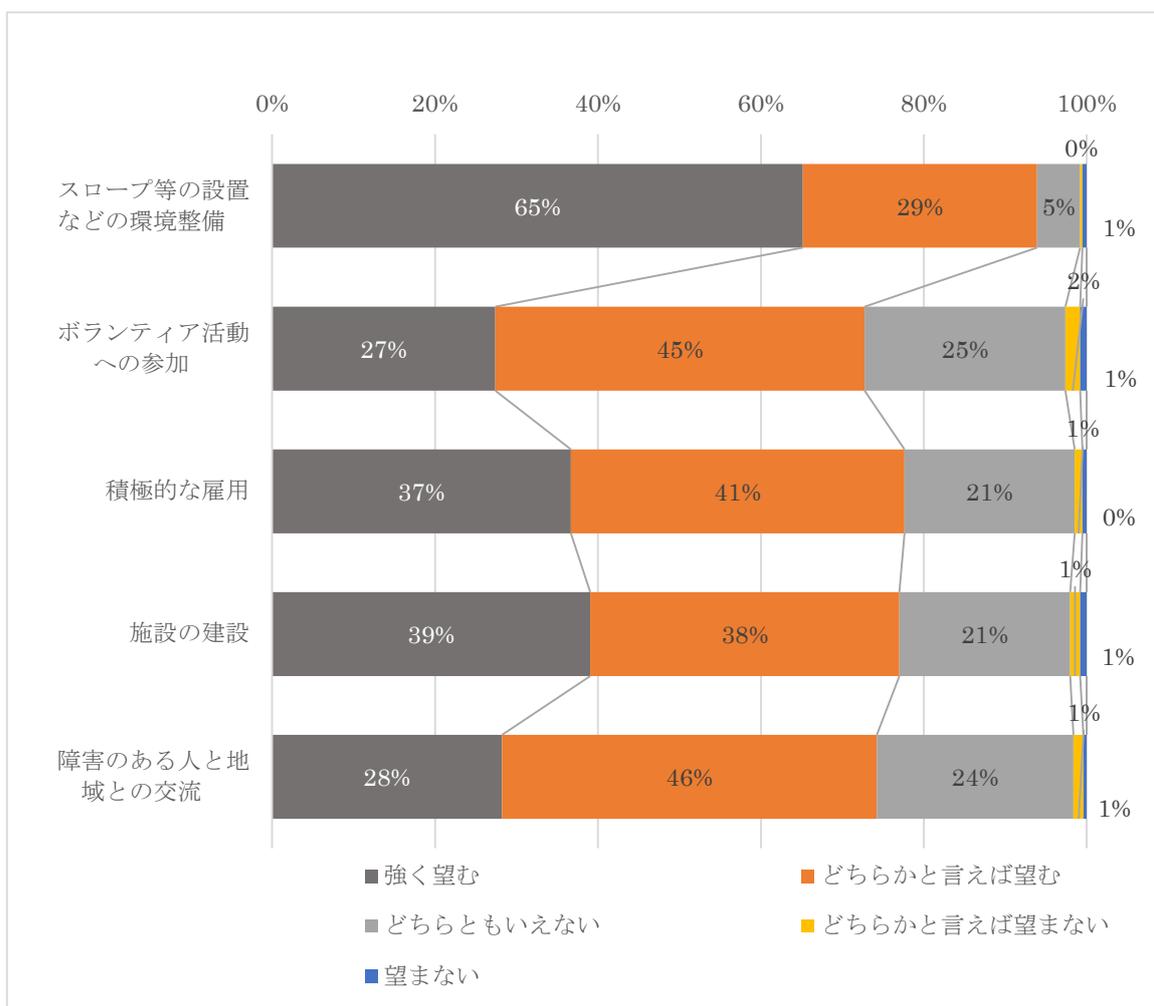
	度数	パーセント
ある	311	39.9
少しはある	392	50.3
ない	24	3.1
分からない	52	6.7
合計	779	100.0



資料

Q13. あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを望みますか。(それぞれ当てはまる1つに○)

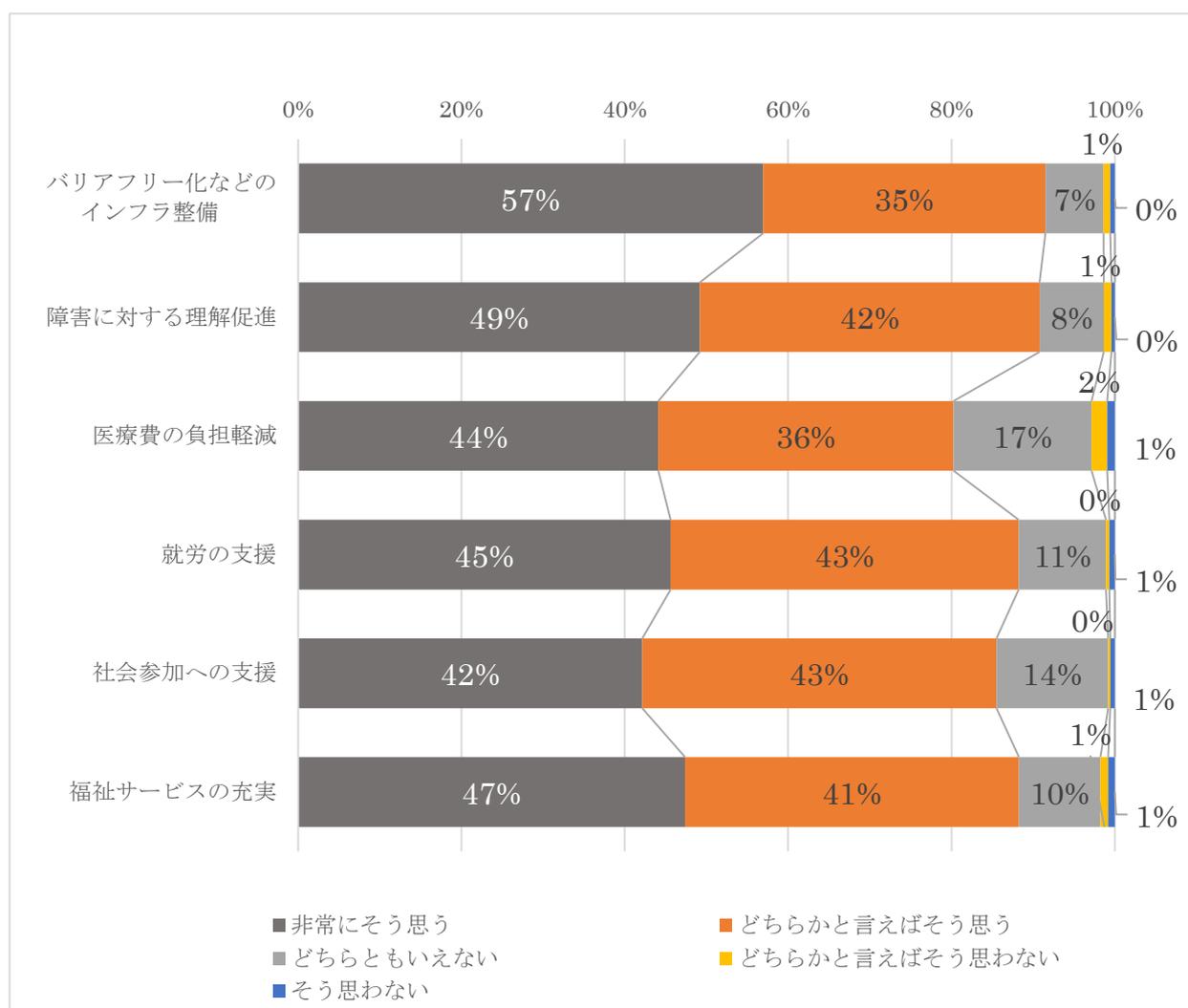
	強く望む	どちらかと言えば望む	どちらともいえない	どちらかと言えば望まない	望まない	合計
スロープ等の設置 などの環境整備	482	213	39	2	4	740
ボランティア活動 への参加	200	331	180	13	6	730
積極的な雇用	272	304	155	7	4	742
施設の建設	287	279	154	9	6	735
障害のある人と 地域との交流	207	338	177	9	3	734



資料

Q14. あなたは、鳥栖市が行う障害のある人に関する施策のうち、どの施策に力を入れる必要があると思いますか。(それぞれ当てはまる1つに○)

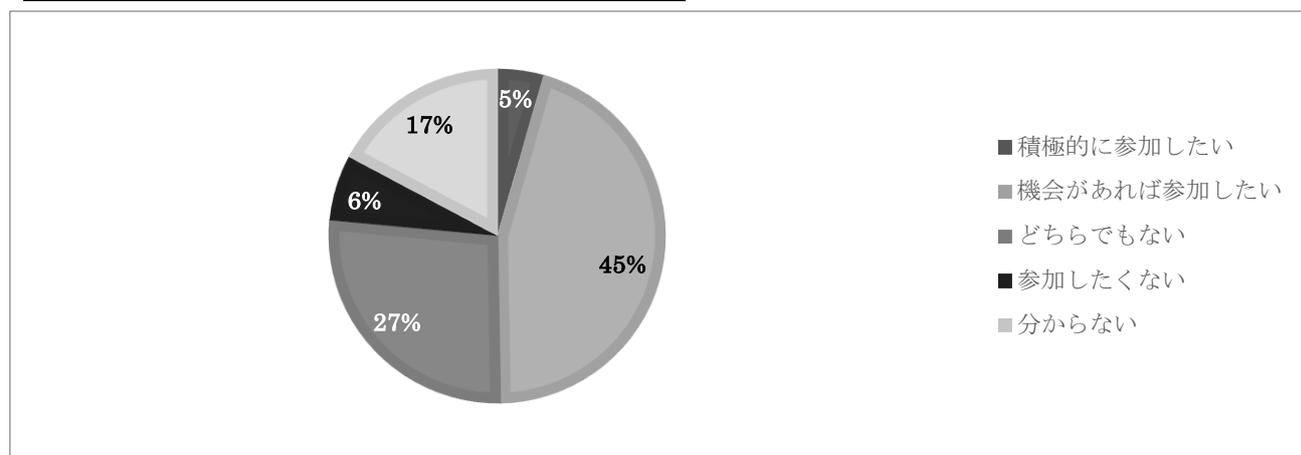
	非常に そう思う	どちらか と言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと 言えばそう 思わない	そう 思わない	合計
バリアフリー化などの インフラ整備	415	252	52	6	4	729
障害に対する理解促進	363	307	58	7	3	738
医療費の負担軽減	326	267	125	14	7	739
就労の支援	337	315	79	3	5	739
社会参加への支援	308	317	100	2	4	731
福祉サービスの充実	351	303	74	7	6	741



資料

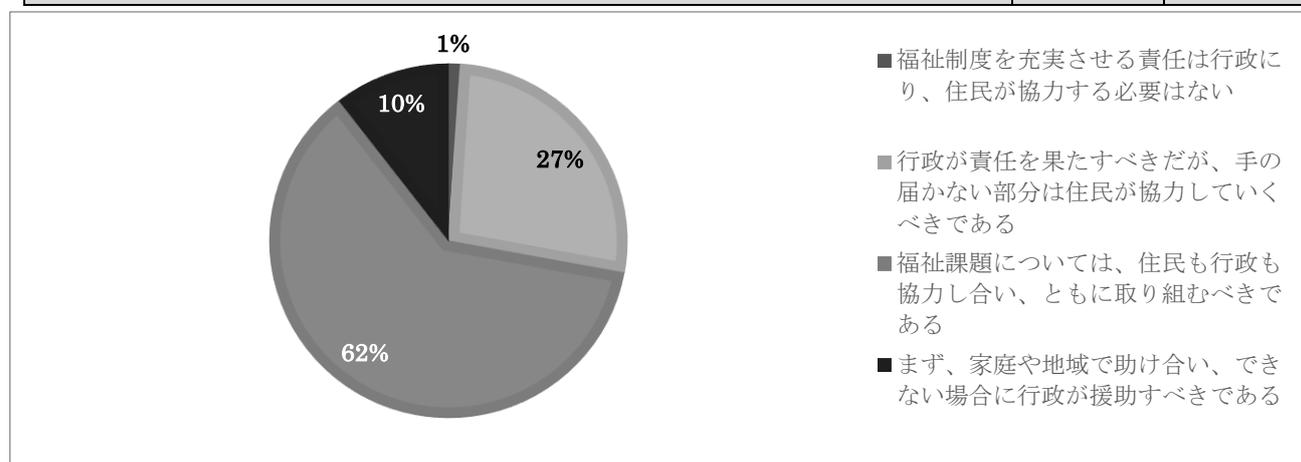
Q15. 障害のある人への支援や社会参加を進めるための計画を作るに当たって、意見や要望を出すことができる場が設けられるとしたら、参加したいと思いますか。
(当てはまる1つに○)

	度数	パーセント
積極的に参加したい	34	4.4
機会があれば参加したい	349	45.3
どちらでもない	206	26.8
参加したくない	49	6.4
分からない	132	17.1
合計	770	100.0



Q16. あなたは、福祉サービスを充実させていくうえにおいて、行政と地域住民の関係は、どのようにあるべきだと思いますか。(当てはまる1つに○)

	度数	パーセント
福祉制度を充実させる責任は行政にあり、住民が協力する必要はない	8	1.1
行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力していくべきである	202	26.8
福祉課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである	464	61.6
まず、家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである	79	10.5
合計	753	100.0

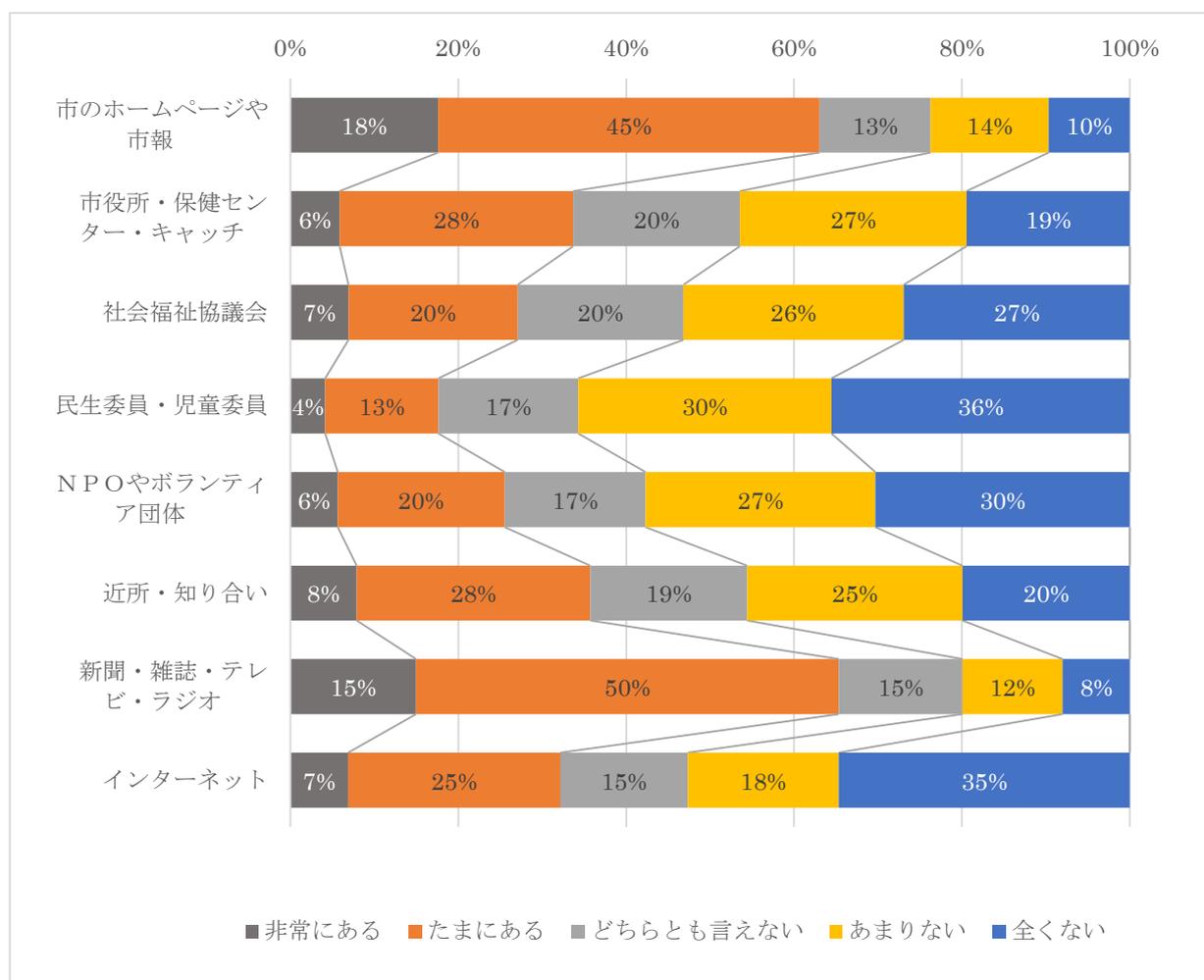


資料

Q17. あなたは、福祉の情報をどこで知ることが多いですか。

(それぞれ当てはまる1つに○)

	非常にある	たまにある	どちらとも言えない	あまりない	全くない	合計
市のホームページや市報	129	333	97	103	71	733
市役所・保健センター・キャッチ	42	199	142	193	139	715
社会福祉協議会	50	145	142	189	194	720
民生委員・児童委員	30	97	120	217	256	720
NPOやボランティア団体	40	141	119	194	215	709
近所・知り合い	57	201	135	185	144	722
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	112	376	110	89	60	747
インターネット	49	180	108	128	247	712

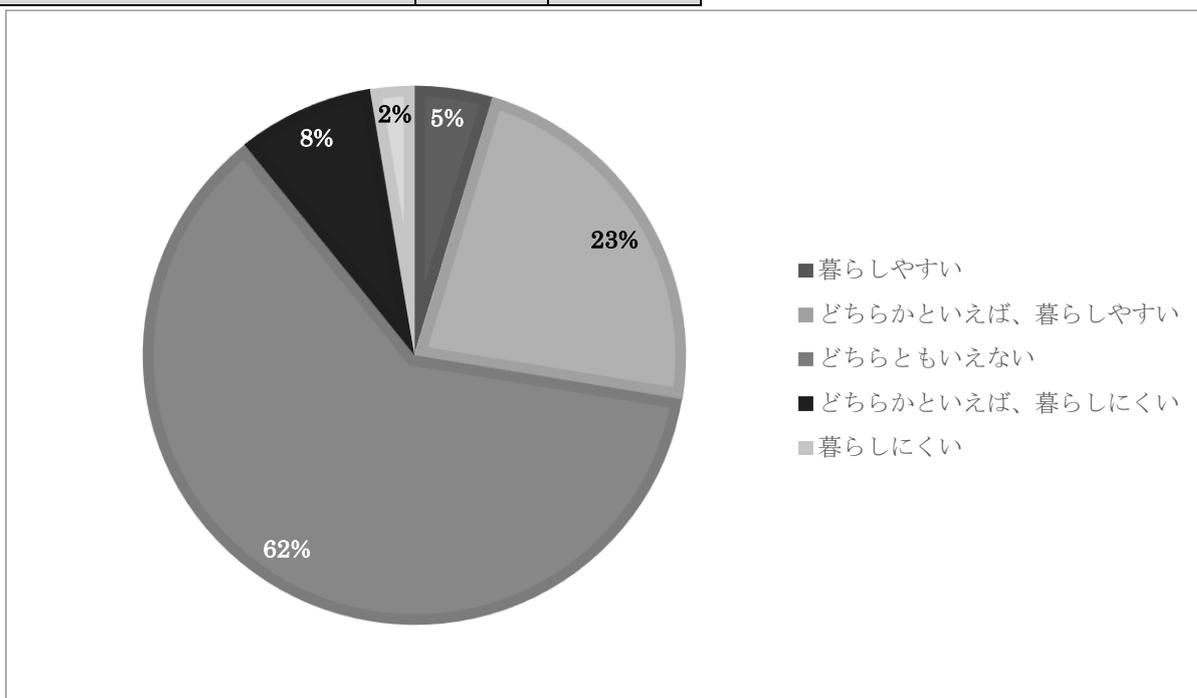


資料

Q18. 鳥栖市における障害者の暮らしやすさについてどう思いますか。

(当てはまる1つに○)

	度数	パーセント
暮らしやすい	36	4.7
どちらかといえば、暮らしやすい	177	22.9
どちらともいえない	476	61.7
どちらかといえば、暮らしにくい	63	8.2
暮らしにくい	20	2.5
合計	772	100.0



資料

6. 事業所からの意見（事業所ヒアリング）

日時：8月3日～10月12日

事業所数：15事業所

(1) 訪問系サービス（居宅介護・行動援護等）

- ・精神障害者の方で、家事の方法にこだわりがある方等、症状や特性に応じた支援の難しさを感じる。
- ・介護保険サービスに移行すると自己負担が発生するため、65歳到達に向けて、事前に制度の違いなどを説明し、納得してもらうことが今後の課題である。
- ・地域移行に向けて、国が居宅介護に力を入れて単価を上げれば担い手が増えるかもしれない。

(2) 日中活動系サービス（短期入所・生活介護・就労継続支援A型B型・就労移行支援・日中一時支援等）

- ・一般就労については、企業側の受け入れがあるかどうかは鍵だと思う。特性を理解して、少しでも対応してくれれば道は広がると思う。
- ・工賃を多く支払うために施設外就労をしているが、そのために通常施設内のみで行う業務を行うよりも支援員が多く必要となっている。
- ・職員は増やしたいが運営費的に厳しい。給付費が上がると職員に還元できる。給与面の改善ができれば、この仕事にやりがいを見つける人は必ずいると思う。
- ・国からは工賃を上げるように言われているが、B型事業所にとっては難しい面もあると感じている。
- ・児童の短期入所を受け入れてくれる事業所が増えると良い。
- ・支援の方法については、スタッフの教育が重要になってくる。教育を受けた上で現場にでないで心に余裕がなくなっていく。そうなる虐待などに繋がってしまう恐れがある。ただ、現場で業務をこなしながら教育をしていくというのは難しい部分があり、事業所だけで解決できる問題ではないと思う。学校等で障害福祉の教育をしてもらいたい。

(3) 居住系サービス（共同生活援助・施設入所支援）

- ・利用者の平均年齢が上がってきており、医療的ケアが必要な人が増えている。高齢化・重度化に伴い、医療との結びつきが大事だと感じている。
- ・担い手不足が問題。担い手がいないと、地域に帰したくても帰せない。
- ・「地域に帰す」という方向性だが、施設入所している人は支援の必要性が高い人が多いので、在宅で支援していくことは難しいと思う。
- ・昔は、学校卒業後そのまま施設に入所する人が多かったが、今は通所が増えた。在宅支援のためには地域生活支援拠点事業は大事だと思う。
- ・行動障害を持っている人も、どの施設でも当たり前を受け入れてくれるようになると思う。
- ・他事業所とのネットワークは大事だと思っている。スタッフの交換実習なども行い勉強するようにしている。

資料

- ・ 障害者の暮らす場については、地域や在宅ばかりにこだわらなくても良いのでは、と思っている。本人が望むのであれば施設での暮らしも良いのでは。
- ・ グループホームが不足しているので、事業所数を確保する必要がある。スタッフは常駐型が良い。

(4) 相談支援事業

- ・ 以前は知的障害者への支援が多かったが、最近は発達障害の人への支援がととも増えている。企業からの相談も、昔は知的障害者への対応についての相談が多かったが、今は発達障害者への対応についての相談が増えている。
- ・ 人から勧められて相談に来ている人への対応に苦慮している。本人に意欲や困り感がない方の場合は、1回のみ相談になり、その後の支援に繋がらないことが多い。
- ・ 夜間の相談対応に困っている。緊急性がないことでも頻繁に電話をかけてくる利用者もいて、相談員の負担が大きい。
- ・ 現在やっている理解促進事業を、年1回のペースでも良いので継続して行って啓発していくことが大事だと思う。
- ・ 自立支援協議会がまちづくりの根幹を担っていると考えているので、これだけは衰退しないようにしてほしい。

(5) 障害児通所支援

- ・ 年齢に幅があるので、支援が難しいことがある。年齢別に支援プログラムを組むことも難しい。個人に合わせたプログラムの大切さを感じている。
- ・ 障害の種別が「重症心身障害児」と「重症心身障害児以外」の二つにしか分かれておらず、「重症心身障害児以外」の障害や特性の幅が広すぎて事業所での対応が難しいと感じる。
- ・ 1歳児～2歳児は、実際の状態としては重症心身障害児だとしても重症心身障害児として認定が下りないことがある。そういう子供たちは、親が仕事や用事があるときに受け入れてくれる事業所や保育園が少なくて困っている。
- ・ 重症心身障害児は急な体調不良で欠席になることが多く、人件費とのバランスで赤字になることも多い。
- ・ 近年事業所が増えて、複数の事業所を予約する親御さんの利用の仕方で難しさを感じている。人員は配置していたものの、急な欠席により人件費がかかってしまうことがある。
- ・ 親御さんが働き続けるためには、お預かりの支援も必要だとは思う。
- ・ 放課後デイサービスについては、利用者が多い長期休暇のときに合わせて事業所数を増やすのではなく、その多い時期については圏域外の事業所を利用してもらおうという観点でも良いと思う。

資料

7. 用語解説

【あ】

➤ うららトス21プラン

健康増進法に基づく鳥栖市健康増進計画及び食育基本法に基づく鳥栖市食育推進計画を指す。健康と食育を総合的かつ計画的に推進する鳥栖市の保健計画。

【か】

➤ 権利擁護

知的障害、精神障害や認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害）が起きないようにすること。

➤ 公共職業安定所（ハローワーク）

民間事業所（企業）に就職を希望する人に対し、求職の登録等、求職の受付や各種職業の紹介、就職後の援助、就業訓練の援助、就業訓練の指示等を行う厚生労働所管の機関。

➤ 合理的配慮

障害の状況に応じて必要な環境を整備したり支援したりすること。

【さ】

➤ 指定相談支援事業所

支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、情報提供や援助を行う。

➤ 社会的障壁

障害者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。

➤ 社会福祉協議会

民間での社会福祉活動の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置される非営利の民間組織。

➤ 障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

➤ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

資料

➤ **障害者就業・生活支援センター**

職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う組織。

➤ **障害者の権利に関する条約**

障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平成18年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は平成19年9月28日に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

➤ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）**

「障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ために定められた法律（障害者自立支援法）に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

➤ **障害者優先調達推進法**

平成25年4月1日に施行された法律で、障害者の経済面の自立を進めるため、国及び地方公共団体等の公機関が、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために必要な措置を講じることを定めたもの。

➤ **障害支援区分**

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に示す区分。介護の必要性に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。

➤ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）**

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。平成28年4月1日より施行。

➤ **身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

➤ **重症心身障害児**

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童

➤ **自立支援医療（育成医療）**

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療に係る医療費を支給するもの。

資料

➤ 自立支援医療（更生医療）

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる、更生のために必要な医療に係る医療費を支給するもの。

➤ 自立支援医療（精神通院医療）

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の一つで、精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対して、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療に係る医療費を支給するもの。

➤ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

➤ 成年後見制度

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）に対して、成年後見人等が財産管理、身上監護等の法律行為を行い、法的に保護する制度。任意後見制度（本人が十分な判断能力があるうちに、自ら選んだ代理人に財産管理等に関する事務について、代理権を与える）と法定後見制度（家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の財産管理等を代行して行う）の二つがある。

【た】

➤ 地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。

➤ 聴覚障害者サポートセンター

日常生活でのコミュニケーションにハンディキャップを抱えている聴覚に障害のある方に、社会参加を支援するため、手話通訳等の養成・派遣や相談支援等を行うセンター。

➤ 特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

➤ 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るために作成する計画。平成27年度より実施。

【な】

➤ 難病

障害者総合支援法では、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるものと定義している。平成29年4月1日時点での対象疾病数は358。

資料

【は】

➤ **バリアフリー**

もともとは障害のある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁（バリア）となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障害のある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられている。

➤ **ピアサポート**

Peer Support（対等な支援）

障害者が、当事者主体で互いに助け合うことにより自立していくこと。

➤ **法定雇用率**

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、事業主に義務づけられている全従業員数における障害者の雇用の割合のこと（「障害者雇用率」ともいう）。平成30年4月1日からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

【ま】

➤ **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方。児童委員を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方。

【や】

➤ **要約筆記**

聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

【ら】

➤ **療育手帳**

知的障害児および知的障害者を対象に都道府県知事が交付する障害者手帳。児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された場合に受けることができる。一貫した指導相談を実施し、各種サービスを受けやすくすることを目的とする。

資料

鳥栖市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、鳥栖市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため、鳥栖市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 福祉施設の代表者
- (5) 公共団体等の代表者
- (6) 市民の代表者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

資料

鳥栖市障害福祉計画策定委員会委員名簿

◎会長 ○副会長

区分	団体名	役職名	氏名
学識経験者	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	事務局長	◎田代 勝良
	学校法人 佐賀龍谷学園 九州龍谷短期大学	准教授	鬼塚 良太郎
	学校法人 福岡女学院 福岡女学院大学	講師	中山 政弘
保健医療団体の代表者	特定医療法人 社団 光風会 光風会病院	医療福祉相談科 科長	小森 拓也
障害者団体の代表者	鳥栖市身障者福祉協会	会長	○小椎尾 嘉明
	鳥栖市手をつなぐ育成会	会長	牧崎 茂
	鳥栖・三養基地区精神障害者家族会	副会長	久石 祥浩
福祉サービス事業者の代表者	社会福祉法人 若楠 若楠療育園	事務長	佐藤 栄子
	社会福祉法人 あさひ会 朝日山学園	施設長	高取 正憲
	特定非営利活動法人 総合相談支援センター キャッチ	理事長	高尾 一弘
当事者の代表	特定非営利活動法人 しょうがい生活支援の会 すみか	代表理事	芹田 洋志
教育機関の代表者	鳥栖基山地区校長会	田代小学校校長	宮原 純
公共団体等の代表者	鳥栖保健福祉事務所	所長	川久保 弘二郎
	鳥栖市社会福祉協議会	会長	小石 正明
	鳥栖公共職業安定所	所長	杉崎 利樹
市民の代表者	鳥栖市区長連合会	会長	牟田 忠儀
	鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会	基里地区会長	白垣 伍男